



多面的機能支払交付金の活動組織との 連携についての手引き(案)

～ 土地改良区で活躍されている皆様へ ～



令和5年3月

全国土地改良事業団体連合会



【目次】

1	はじめに	P. 1
2	活動組織との連携の意義	P. 2
2-1	多面的機能支払交付金とは	P. 2
2-2	多面的機能支払活動の実施状況	P. 4
2-3	活動組織との連携のメリット	P. 13
2-4	広域化を伴う場合のメリット	P. 17
2-5	活動組織との連携の余地	P. 17
3	連携の主なパターン	P. 19
3-1	主なパターンとそのメリット等	P. 19
3-2	連携までの基本的な流れ	P. 23
4	連携を進める上での主な課題・疑問と対応の方向性（よくある質問）	P. 25
5	連携の事例	P. 38
5-1	土地改良区が活動組織の事務を受託している事例 1	P. 39
5-2	土地改良区が活動組織の事務を受託している事例 2	P. 41
5-3	土地改良区が活動組織の事務を受託している事例 3	P. 43
5-4	活動組織が土地改良区の施設管理准組合員となっている事例	P. 45
6	参考資料	P. 47
6-1	連絡窓口	P. 47
6-2	業務委託契約書の例	P. 49
6-3	通知関係	P. 52

多面的機能支払交付金の活動組織との 連携についての手引き(案)

1 はじめに

我が国の農村においては、一般的に、頭首工や幹線用水路等の維持管理は土地改良区が担っています。他方、ほ場に近い末端用水路等の維持管理（草刈りや泥上げ等）は、農家をはじめとする地域住民の方々が行っており、多面的機能支払交付金が活用されている場合が多くあります。

このような、多面的機能支払交付金を活用して、地域の共同活動による地域資源の保全管理を行う取組（以下「多面的機能支払活動」という。）は、平成19年度に前身となる農地・水・環境保全向上対策が始まって以降、全国各地で積極的に展開されてきており、土地改良区が行う維持管理の取組とともに、我が国の農業・農村の持続的発展、農業・農村の有する多面的機能の発揮等のために欠かすことのできないものとなっています。

しかしながら、昨今、全国的に人口減少や高齢化が進む中、例えば令和元年度には全国の取組面積が減少となるなど、多面的機能支払活動の継続が困難となっている事例も見受けられます。そのような状態を放置すると、末端用水路等の維持管理が滞り、土地改良区が行う維持管理にも影響が生じるおそれがあります。

さらに、土地改良区自体も、組合員の減少や地域の営農形態の変化による水需要の多様化などの課題に直面し、今後、運営体制の強化を図るとともに、多面的機能支払活動の活動組織（以下「活動組織」という。）をはじめ地域の方々との連携を一層強化していくことが重要となってきています。

すなわち、土地改良区と活動組織が連携を図り、お互いに支え合って、地域の農地・水・環境を守っていくことが、これまで以上に重要となっていると言えます。

今年度、全国土地改良事業団体連合会が農林水産省から請け負った「多面的機能支払交付金の活動組織と農業団体等との連携促進調査検討業務」では、このような状況へ対処するため、土地改良区と活動組織の連携についての現状、課題及び促進策について、有識者検討会で意見や助言を聴取しました。

本手引きは、有識者検討会から聴取した意見や助言、都道府県レベルの多面的機能支払活動の推進組織に対して行ったアンケート結果などを踏まえ、土地改良区が活動組織との連携を進めていく上での留意点や、主に想定される課題への対応の考え方などについて、主として土地改良区の皆様にご覧いただくことを念頭に、事例を交えて整理したものです。

本手引きが、土地改良区と活動組織との連携を進める上で、関係の皆様への参考になれば幸いです。

2 活動組織との連携の意義

2-1 多面的機能支払交付金とは

多面的機能支払交付金とは、地域が共同で行う、農業農村の多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する、国の助成制度です。

国、都道府県及び市町村が予算を出し合い、①農地の維持に係る活動（例：農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持）や、②資源向上に係る活動（例：水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動、老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修）を行う、農業者等で構成される活動組織に対して、活動面積等に応じて助成を行う仕組みとなっています。

多面的機能支払

農地維持支払

【対象者】

農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保安全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

資源向上支払（共同、長寿命化）

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

(1) 共同

- ・地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等）



植栽活動



ため池の外来種駆除

(2) 長寿命化

- ・施設の長寿命化のための活動



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修

交付単価

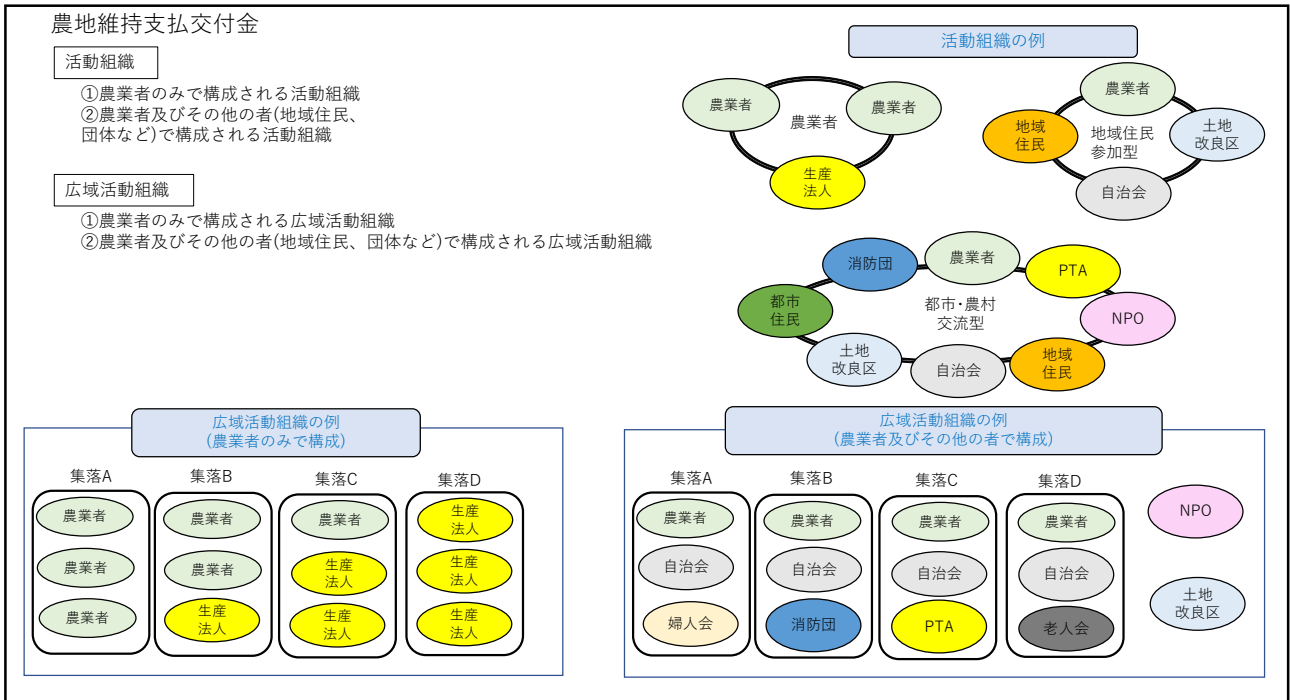
(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1、2、3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1、2、3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,400	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

- ※1:②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2:①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※3:③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

多面的機能支払交付金を活用した取組を行うためには、以下に示す活動組織、又は広域活動組織^{*}のいずれかを設立する必要がある、これらに土地改良区も参画することができます。



※ 広域活動組織とは、土地改良区や旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落(活動組織)、土地改良区、地域の関係団体など、地域の実情に応じた者から構成される、構成員間の協定に基づく組織です。協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上(北海道にあっては、3,000ha以上)を有していることが基本ですが、都道府県が別途、対象区域の条件を定めている場合があります。

2-2 多面的機能支払活動の実施状況

(1) 多面的機能支払活動の実施状況

○全国各地で、農地・水・環境の保全向上に向けて、多面的機能支払活動が展開されています。

ア 活動組織数・取組面積

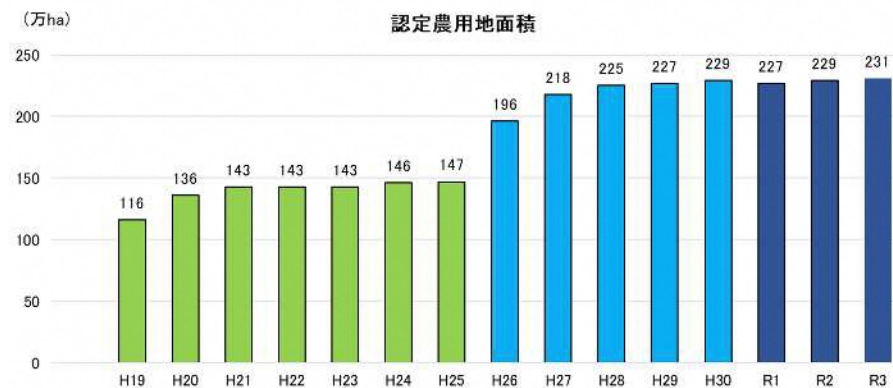
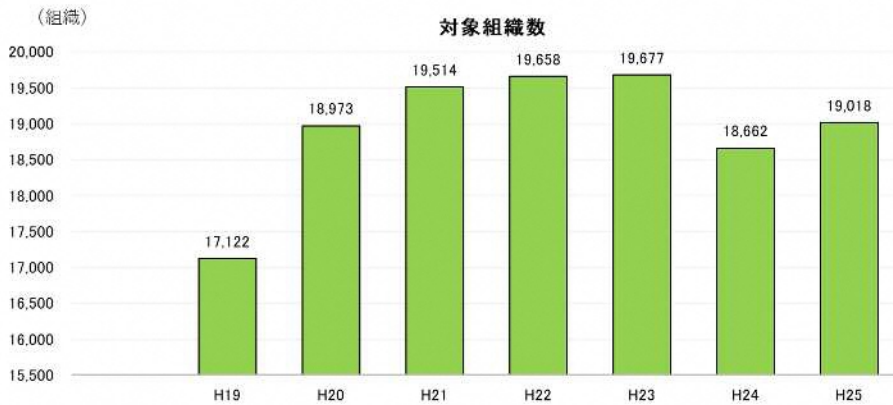
多面的機能支払交付金は、その前身となる農地・水・環境保全向上対策が平成19年度に創設され、平成24年度の農地・水保全管理支払交付金への拡充を経て、平成26年度からは、同年6月に「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成27年4月1日施行）が成立し、公布されたことに伴い、多面的機能支払交付金として実施されています。

令和3年度現在、全国で2万6千を超える活動組織が、約231万haの農用地を対象に活動しています。

対象市町村数・対象組織数・認定農用地面積の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
対象市町村数	1,241	1,282	1,251	1,254	1,248	1,189	1,198	1,325
対象組織数	17,122	18,973	19,514	19,658	19,677	18,662	19,018	24,885
うち広域活動組織	-	-	-	-	-	520	551	685
認定農用地面積(ha)	1,160,430	1,361,364	1,425,144	1,433,293	1,429,896	1,455,049	1,474,379	1,961,681

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	参考：対R2 B/A
対象市町村数	1,404	1,422	1,429	1,434	1,437	1,443	1,447	
対象組織数	28,145	29,079	28,290	28,348	26,618	26,233	26,258	1.00倍
うち広域活動組織	760	807	853	899	947	991	1,010	1.02倍
認定農用地面積(ha)	2,177,554	2,250,822	2,265,742	2,292,522	2,274,027	2,290,820	2,311,040	1.01倍



資料：令和3年度実施状況報告書より作成

図1 全国の多面的機能支払活動組織数、取組面積等の推移

(資料：令和3年度多面的機能支払交付金の取組状況に係る分析結果について(農林水産省))

イ 取組のカバー率

全国の農用地面積に対する取組面積のカバー率は56%になります。

地域ブロック別に見ると、カバー率は、北陸が75%で最も高く、次いで北海道67%、近畿65%、東海57%となっています。

地目別のカバー率は、全国平均で見ると、田65%、畑45%、草地44%となっています。

地域ブロック別の取組状況(農地維持支払)

	対象 組織数 ①	農用地 面積 (千ha) ②	認定農用地 面積 (ha) ③	1組織当たり の平均認定 農用地面積 (ha) ③/①	カバー率 ③/②
全国	26,258	4138.2	2,311,040	88	58%
北海道	741	1163.2	784,204	1,058	67%
東北	5,660	816.7	444,437	79	54%
関東	3,470	632.7	222,802	64	35%
北陸	2,946	301.5	225,476	77	75%
東海	1,681	153.5	87,967	52	57%
近畿	3,493	183.5	118,748	34	65%
中国	2,855	217	95,346	33	44%
四国	1,266	126.5	49,719	39	39%
九州	4,091	500.9	259,530	63	52%
沖縄	55	42.7	22,810	415	53%

図2 多面的機能支払活動のブロック別カバー率

(資料：令和3年度多面的機能支払交付金の取組状況に係る分析結果について(農林水産省))

ウ 近年の取組面積

多面的機能支払活動の取組面積は、制度の創設以来、増え続けてきましたが、令和元年度には、前年度末で活動5年目を迎える組織が多かったことから、初めて全国的に減少しました。

その後、都道府県や市町村などの関係機関による働きかけなどにより、取組面積は持ち直しましたが、依然として、特に役員や事務処理を担当する人材の余力が少ない小規模な活動組織において、活動を取り止めてしまうケースが見られます。

認定農用地面積の推移(直近4か年)				
	H30	R1	R2	R3
対象市町村数	1,434	1,437	1,443	1,447
対象組織数	28,348	26,618	26,233	26,258
うち広域活動組織	899	947	991	1,010
認定農用地面積(ha)	2,292,522	2,274,027	2,290,820	2,311,040

図3 近年の取組面積

(資料：令和3年度多面的機能支払交付金の取組状況に係る分析結果について(農林水産省))

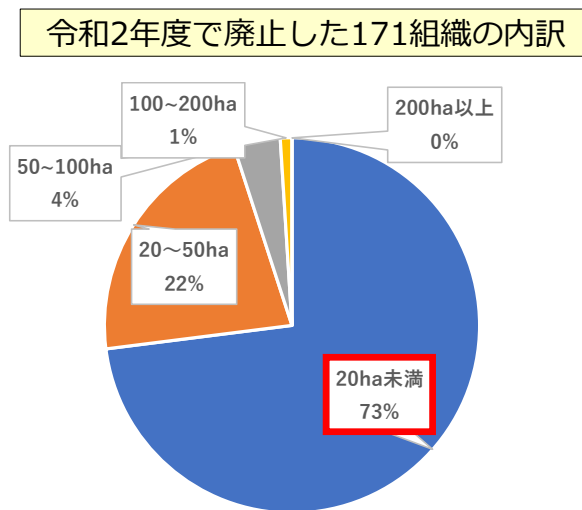


図4 多面的機能支払活動を廃止した組織の規模割合

(資料：令和3年度多面的機能支払交付金の取組状況に係る分析結果について(農林水産省))

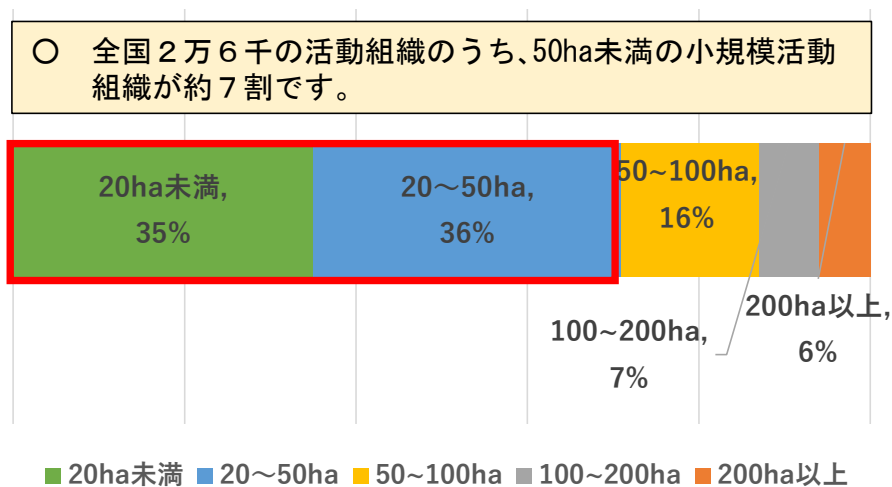


図5 活動組織の活動面積の規模

(資料：令和2年度実施状況報告書(農林水産省))

(2) 多面的機能支払活動の効果

○多面的機能支払活動は、地域資源の保全向上に加え、地域社会・経済にも大きく貢献しています。

ア 活動組織に対するアンケート結果

令和4年度に全国約600の活動組織に対して実施したアンケートによると、①「水路、農道、ため池が良好に保全できるようになった」、②「美しい農村環境が保つことができるようになった」、③「地域内でまとまりが生まれた」、④「非農業者との交流が図られた」などの効果があったとの意見が多く寄せられました。

多面的機能支払活動に取り組んだことにより、どんな効果が出ていると思いますか。(当てはまる全てに○) N=563

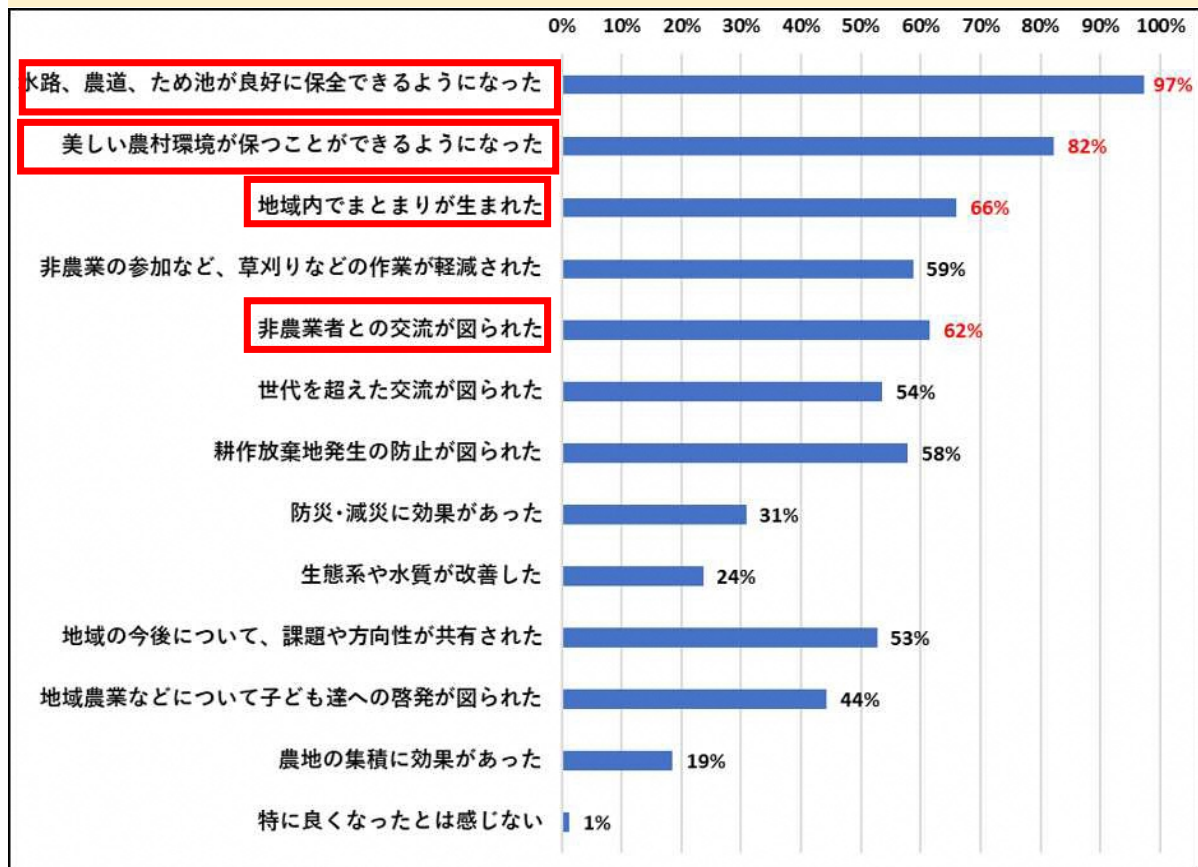


図6 多面的機能支払活動の効果

(資料: 令和4年度多面的機能支払交付金 農業関係団体や教育機関等との連携に関する調査(全国土地改良事業団体連合会))

イ 地域社会・経済への効果

多面的機能支払活動のカバー率が高いほど、農業生産活動が活発(経営耕地面積の減少率が少ない)、地域コミュニティが活発(集落内の寄り合いの開催回数が多い)、担い手への農地利用集積割合が高いといったデータもあります。

多面的機能支払活動が行われることにより、地域社会・経済に好ましい影響が生じていることが見てとれます。

皆様の土地改良区の管内でも、多面的機能支払活動が持続的に取り組まれていくことが望ましいのではないのでしょうか。

- 多面的機能支払活動のカバー率が高いほど耕地面積は維持されています。

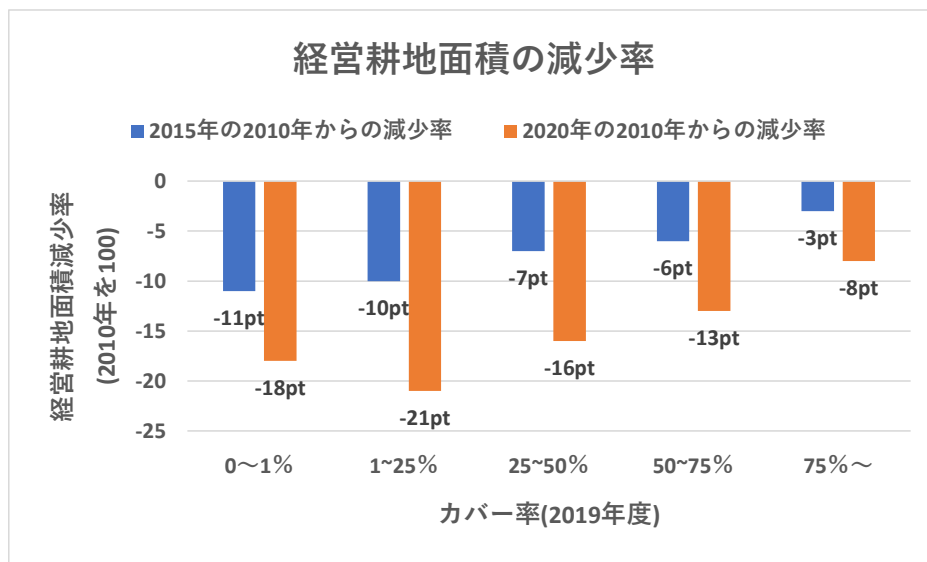


図7 経営耕地面積の減少率と多面的機能支払活動のカバール率との関係
(資料：農林水産省「多面的機能支払交付金の中間評価(令和4年10月)」)

- 多面的機能支払活動のカバール率が高いほど集落間の寄り合いが多い傾向にあります。

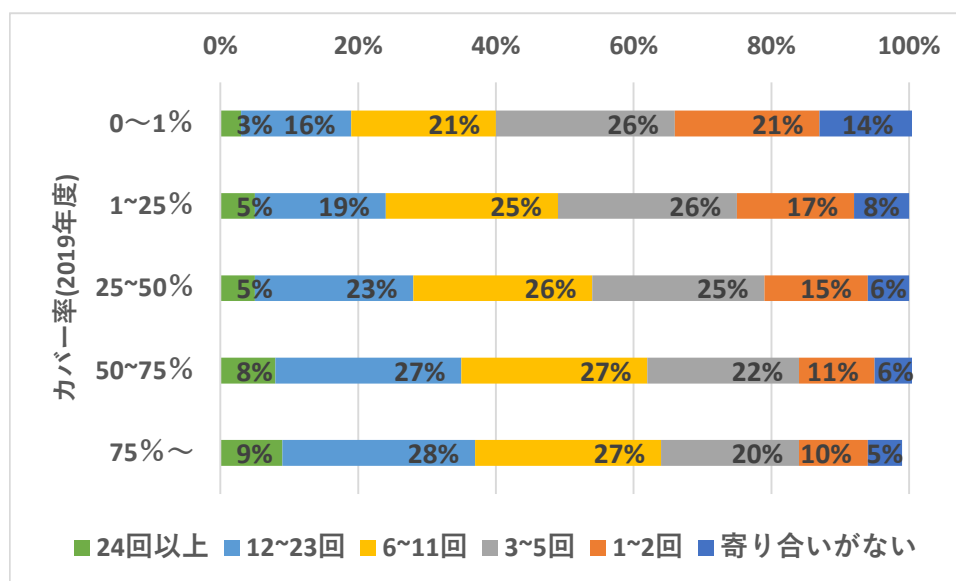


図8 寄り合いの開催状況と市町村単位の多面的機能支払のカバール率との関係
(資料：農林水産省「多面的機能支払交付金の中間評価(令和4年10月)」)

- 多面的機能支払活動のカバール率が高いほど担い手への農地集積が進んでいます。

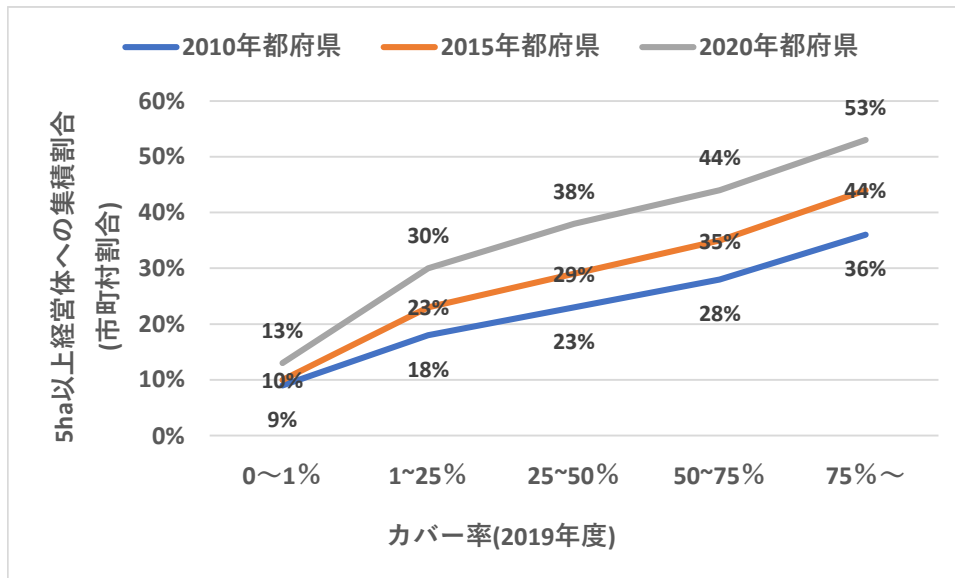


図9 農地利用集積割合と市町村単位の多面的機能支払のカバー率との関係
 (資料：農林水産省「多面的機能支払交付金の中間評価(令和4年10月)」)

(3) 活動組織への多様な主体の参画

○多面的機能支払活動に関心をもってみませんか。

全国の活動組織には、農業者・非農業者合わせて233万人・団体が参画しており、このうち非農業者は81万6千人・団体で全体の約3割以上を占めています。活動組織に参画する団体は、自治会、子供会、女性会、土地改良区など多様です。

土地改良区が構成員となっている活動組織は、全国平均では17%です。土地改良区が存在しない地域で活動している組織もあると思われませんが、全国的に見れば、土地改良区と活動組織が連携を進める余地は、まだ大きく残っていると言えます。

個人		団体	
農業者	非農業者	農業関係 農事組合法人、 営農組合等	その他 自治会、子供会、 女性会等
148万9千人	71万8千人	2万9千団体	9万8千団体
合計 233万人・団体			

図10 活動組織の構成員数

(資料：令和3年度多面的機能支払交付金の取組状況に係る分析結果について(農林水産省))

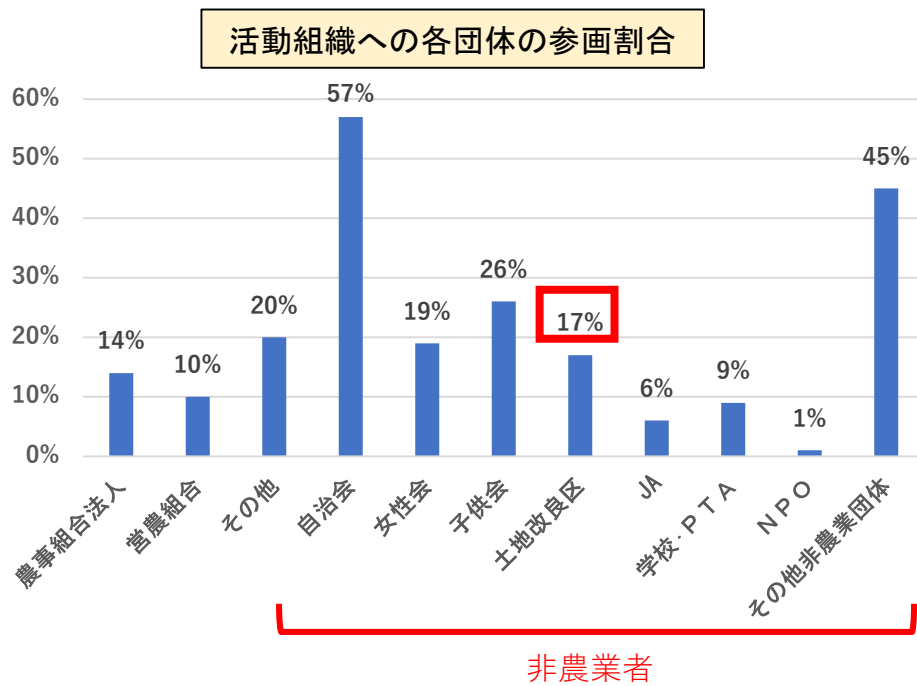


図 1 1 活動組織への各団体の参画割合

(資料：令和3年度多面的機能支払交付金の取組状況に係る分析結果について(農林水産省))

(4) 活動組織が抱える課題

○多くの活動組織が活動継続に向けて支障となる問題を抱えています。地域の農地・水・環境の保全向上のため、ひいては地域の未来のため、多面的機能支払活動を安定して続けていってもらえる方法はないでしょうか？

令和3年度に全国約200の活動組織に対して実施したアンケートによると、「今のところ問題はない」と答えた活動組織は、わずか2%です。逆に言えば98%もの活動組織が、「役員の高齢化が進んでいる」、「事務負担が多い」、「役員のなり手がいない」などといった問題を抱えています。

これらの中には、将来が少し不安といった程度の段階の活動組織もあれば、活動を継続するか否かギリギリの段階で悩んでおられる活動組織など、その状況はさまざまであると思われます。

多面的機能支払活動の活動組織は、土地改良区と同じく地域の農地・水・環境の保全向上を担う、同志とも言える存在です。多面的機能支払活動の停滞は土地改良区の活動の停滞にもつながります。

土地改良区が活動組織の相談に乗り、市町村や都道府県レベルの多面的機能支払活動の推進組織、各都道府県又は地方農政局の協力も得ながら、できる限り工夫を講じることにより、多面的機能支払活動の（より安定的な）継続を図っていくことができないでしょうか。

多面的機能支払活動の中で感じている問題点や課題は何ですか？（5つ以内に○）N=202

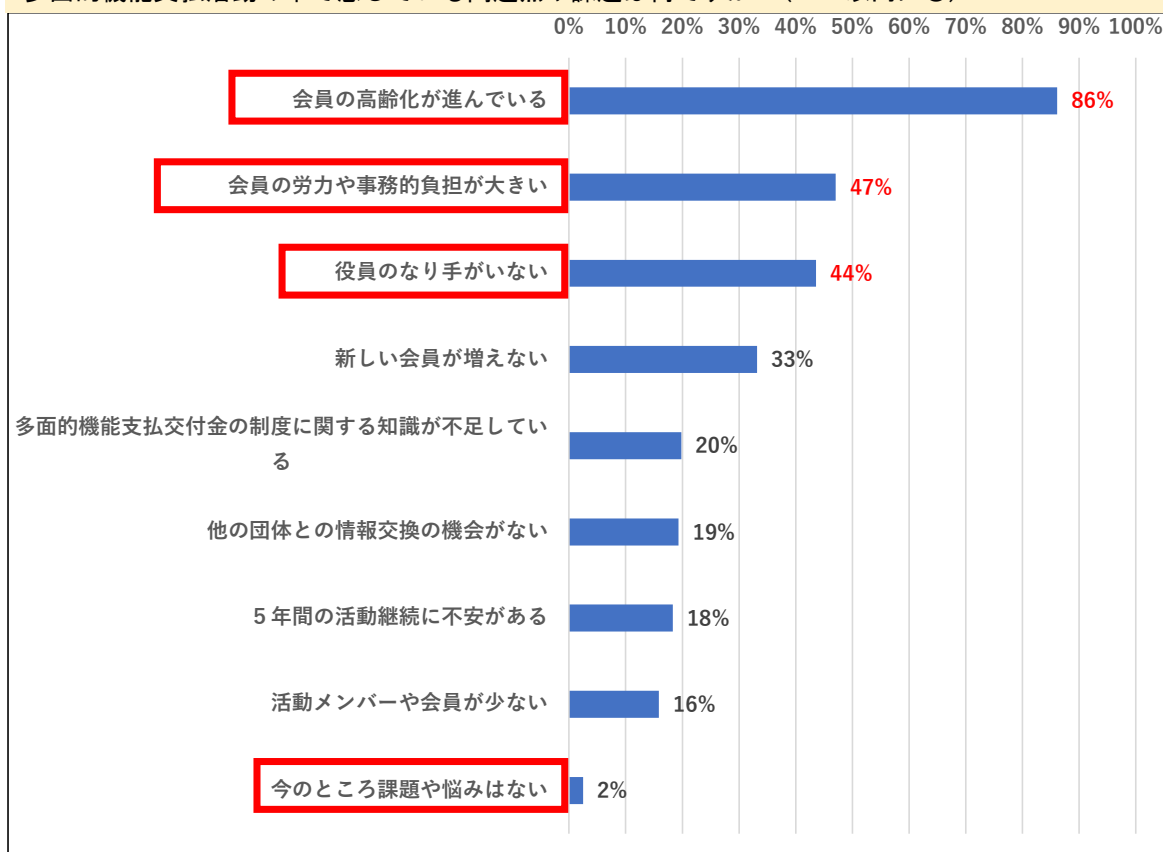


図 1 2 活動組織の抱える課題（アンケート結果）

（資料：令和3年度多面的機能支払交付金における推進体制強化に係るアンケート調査（全国土地改良事業団体連合会））

2-3 活動組織との連携のメリット

- 土地改良区と、活動組織との連携強化を検討してみませんか？
- 双方にとって、Win-Winの関係を構築することが期待できます。

(1) 土地改良区と活動組織の連携

土地改良区と活動組織の活動範囲は重なるところもあるため、両者が連携して協力することで、お互いが不足する点を補うことができるようになります。

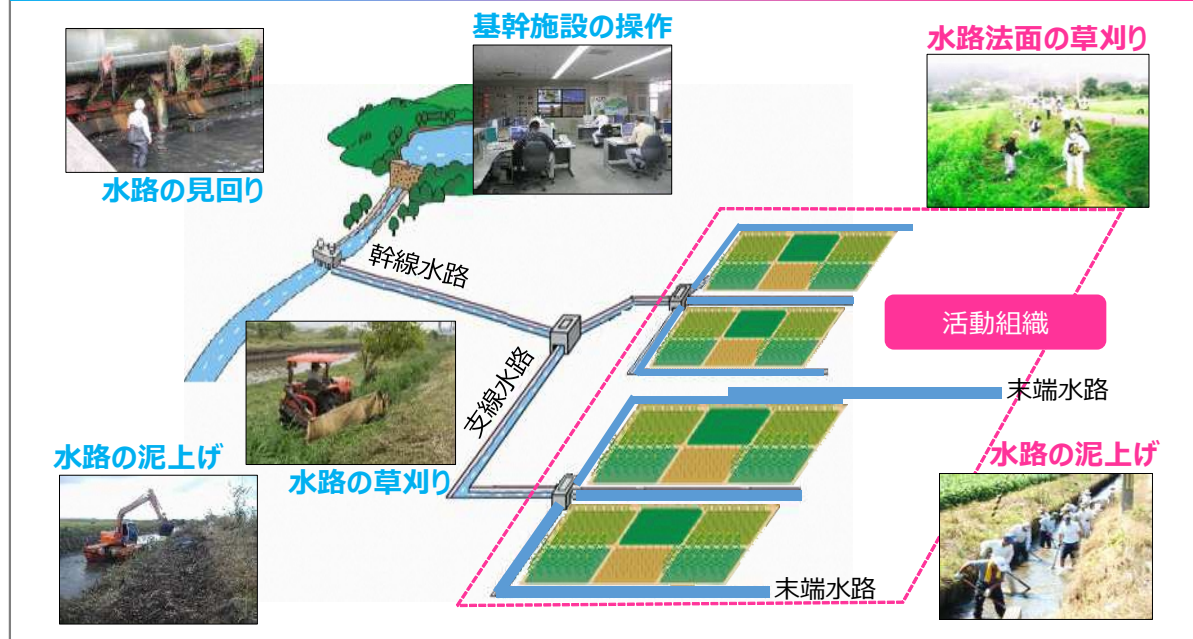
土地改良区は、活動組織から施設の維持管理に協力を得られることで、きめ細かな維持管理や効率的な水利用に資することが期待できます。

また、活動組織は、土地改良区への事務委託を行うことにより、事務処理負担が軽減され、活動に専念できるようになります。

土地改良区と活動組織が連携し、地域一体となった施設管理が可能

水源から支線水路まで**土地改良区**が管理

農地周り
活動組織が管理



末端まで状況がわかる
きめ細やかな水供給が
できる！

施設管理も
効率的にできるぞ！



土地改良区

Win-Winの関係



活動組織

活動に専念できる
ようになった！

営農形態に合わせた
配水に期待できる！

(2) 土地改良区のメリット

土地改良区をめぐっては、近年、組合員の減少や地域の営農形態の変化による水需要の多様化などの課題に直面しているケースが見られます。そういった中で、農地周りの水路等の維持管理を行っている多面的機能支払活動が停滞すると、ますます状況は困難なものとなっていきます。

逆に言えば、活動組織との連携を深めることにより、相互の意思疎通・理解が容易となり、土地改良区から見ても、配水や施設の維持管理の円滑化につながるという効果期待できるということです。特に、活動組織が土地改良区の施設管理准組合員になった場合、土地改良区は、法律に基づき、活動組織に対して土地改良施設の管理への協力を求めることができるようになり、制度的にも施設の維持管理における連携が強化されます。

また、活動組織から事務を受託する場合、受託費により土地改良区の運営基盤がより安定することも考えられます。

(参考) アンケートの結果

活動組織と連携している土地改良区に対して行ったアンケートでも、連携している土地改良区の多くは、次のような効果やメリットを感じていると回答しています。

- ① 多面的機能支払活動により土地改良区の維持管理費が軽減された。
- ② 組合員に対して土地改良施設の維持管理についての指導や依頼がしやすくなった。
- ③ 以前よりも組合員との接点が増えることで土地改良区の認知度が向上し土地改良区の運営に対して協力的になった。

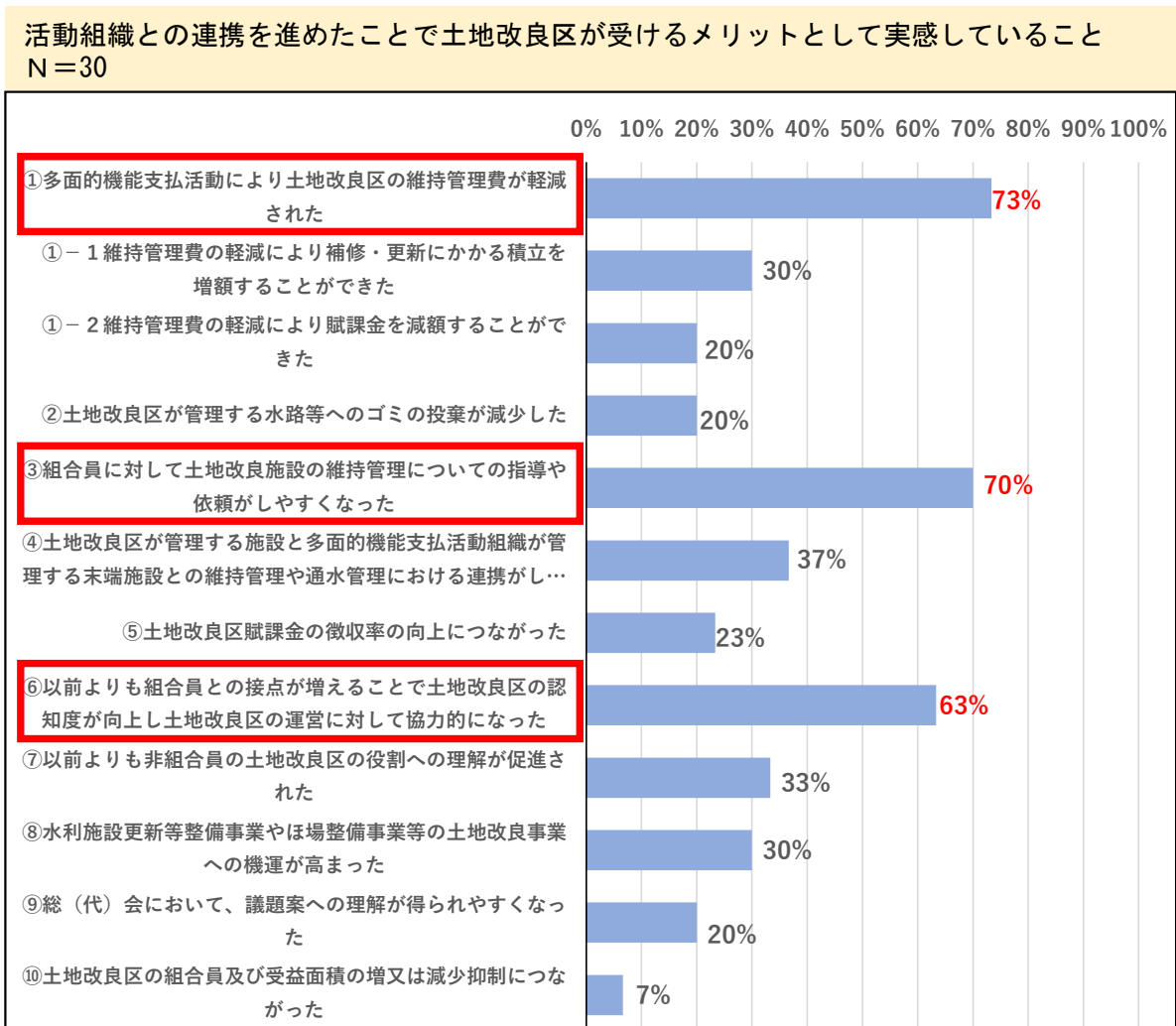


図 1 3 活動組織との連携を進めたことで土地改良区が受けるメリット

(資料：令和2年度多面的機能支払交付金における活動組織と土地改良区等との連携促進に係る

課題把握のためのアンケート調査(全国土地改良事業団体連合会))

(3) 活動組織のメリット

活動組織については、構成員の減少や高齢化が進み、活動の継続が困難化している

ケースも存在しています。それらの活動組織の多くで、会計等の事務を担う人材の確保が課題とされており、土地改良区がその事務を受託することなどが、有力な解決策又は予防策となり得ます。

具体的には、土地改良区と連携を行うことにより、活動組織には、以下のような効果が生まれると考えられます。

- ① 活動組織内の特定の人物に集中していた事務処理等の負担が軽減される。
- ② 技術的な課題について土地改良区のサポートを得やすくなり、工事発注など、技術力や経験を有する業務の遂行が容易となる。
- ③ 土地改良区との意思疎通が容易となり、活動対象の農地への円滑な用水供給等につながる。特に土地改良区の施設管理准組合員となると、土地改良区の総（代）会で意見を述べるできるようになり、制度的にも意思疎通が強化される。

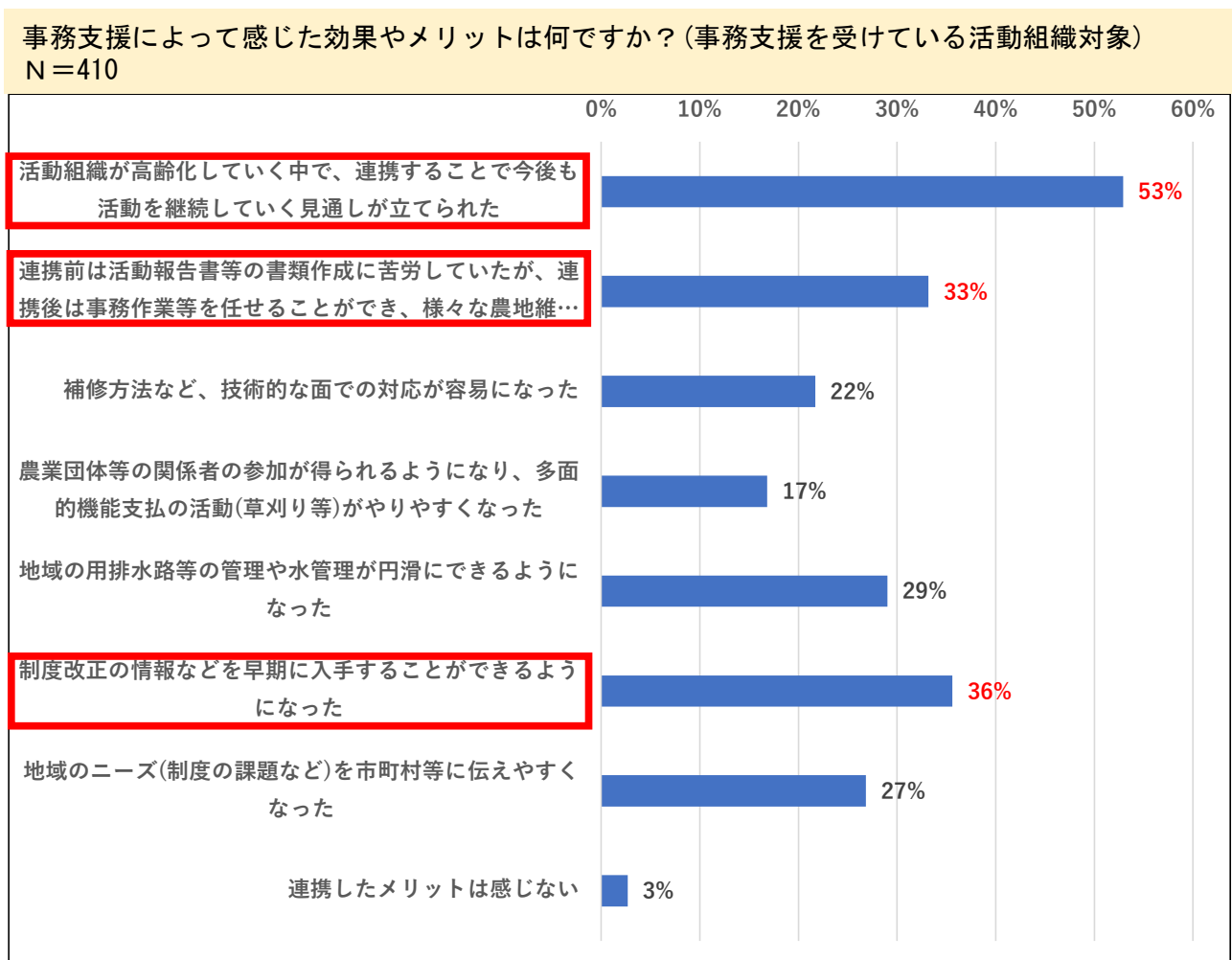


図 1 4 事務支援によって感じた効果やメリット

（資料：令和4年度多面的機能支払交付金 農業関係団体や教育機関等との連携に関する調査（全国土地改良事業団体連合会））

2-4 広域化を伴う場合のメリット

○連携に当たっては、活動組織同士の広域化にも合わせて取り組んでもらうと、更にメリットが期待できます。

土地改良区が活動組織と連携する方法は、地域の状況や関係者の意向に応じて異なります。土地改良区が個々の活動組織から事務受託を行うこともありますが、管内に多数の活動組織がある場合、土地改良区側の対応にも限界があるとも考えられます。そのような場合、活動組織の広域化を図り、広域化された活動組織から一括して事務受託を受けるといった方法も考えられます。

このように、事務受託と合わせて広域化を行う場合、次のようなスケールメリットも期待できます。

- ① 水利施設等の保全管理に対する地域住民の理解が、さらに増進される、土地改良区が管理する施設の保全管理に対する一層の協力が期待できる。
- ② 周辺の未取組集落が活動に取り組む契機となり、土地改良区の運営基盤である受益農地の保全体制が更に強化される。
- ③ 書類作成等が一元化されることで事務作業が軽減される。
- ④ 受託金額の規模が大きくなるため、専任の職員を採用できるようになる。

また、活動組織側としても、工事発注、資材や物品の購入等をまとめて行うことで経費を節減できたり、施設の長寿命化のための活動において優先度の高い施設への予算の重点配分や、資機材、人材、技術力の融通が可能となるなどのメリットが期待できます。

2-5 活動組織との連携の余地

○あなたの土地改良区の管内に活動組織はありますか？ 土地改良区は活動組織の構成員として参画していますか？

全国に土地改良区は4,546地区（平成29年度時点）ありますが、農林水産省の調査によると、そのうち地区内に活動組織がないと答えた土地改良区は37%です。すなわち、60%以上の土地改良区は、今後、活動組織との連携を強化できる可能性があると考えられます。

皆様の地域は、どのような状況でしょうか。

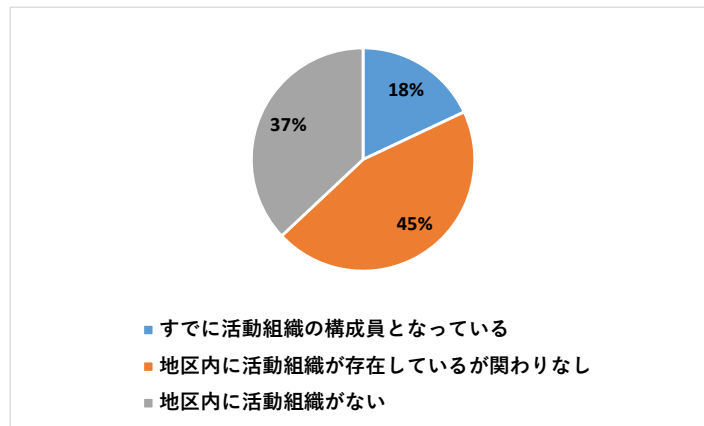


図 1 5 土地改良区と活動組織の関わり (資料：農林水産省(平成29年度農村振興局調べ))

3 連携の主なパターン

3-1 主なパターンとそのメリット等

○地域の実情に応じた取り組みやすい方法で、まずは連携を検討してみませんか？

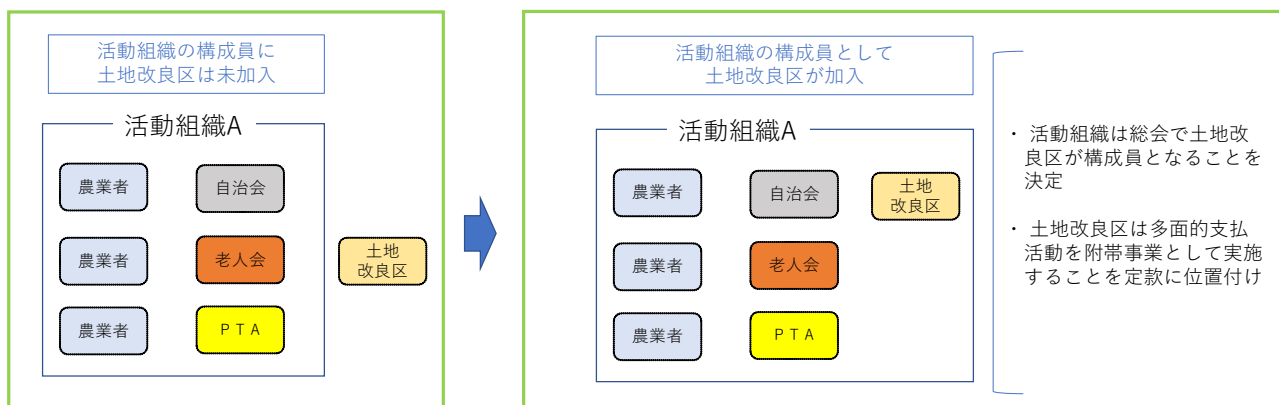
土地改良区と活動組織との連携の方法には、下表に示すように、いくつかのパターンがあります。

連携の目的は、土地改良区と活動組織の双方が、お互いに無理なく活動をやりやすくしていくことです。どのパターンが正解というわけではなく、地域の実情や、双方の意向を踏まえて、選択・対応していくべきと考えられます。

(1) パターン1（土地改良区が活動組織の構成員となる）

連携パターン	メリット	その他
パターン1 土地改良区が活動組織の構成員となる	活動組織の総会や普段の活動に、土地改良区の役職員が参画することになります。その過程で、土地改良区と活動組織の間で相互の情報共有を図ることができます。	土地改良区が構成員になるだけでは、活動組織の事務の軽減には直接的につながりません。しかし、まずは連携の第一歩であり、その後のステップアップの基礎になると考えられます。

(イメージ)



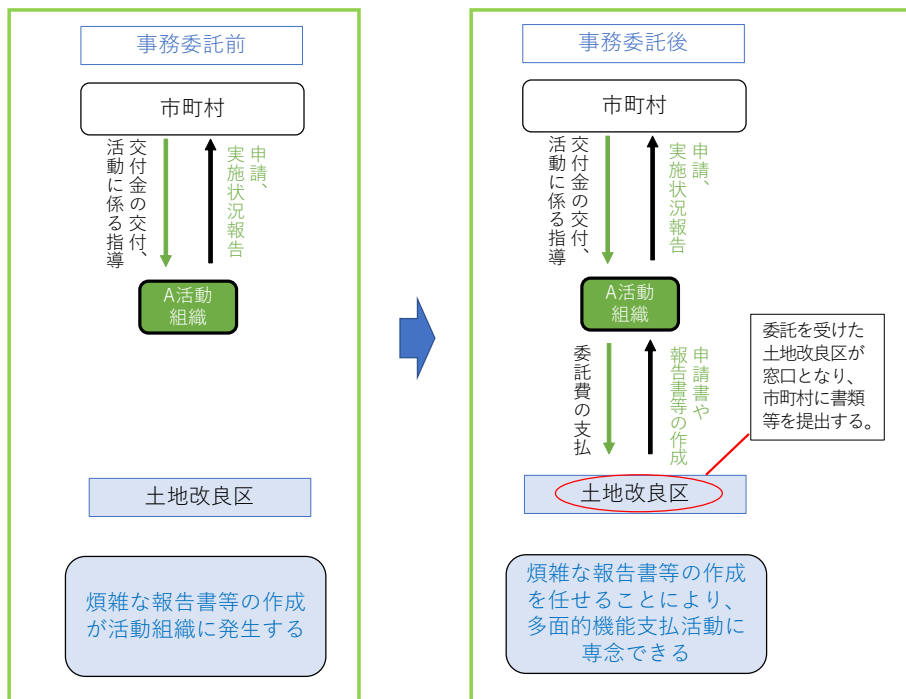
(2) パターン2（土地改良区の役職員が日当をもらって活動組織の事務を処理する）

連携パターン	メリット	その他
パターン2 土地改良区の役職員が日当をもらって活動組織の事務を処理する	土地改良区も活動組織も組織としては特段の手續を要しません（ただし、活動組織が日当支払に係る処理をすることは必要です。）。	比較的手軽と考えられますが、組織間の連携ではなく、いわば属人的な対応（≒アルバイト）であるため、制度的な安定性に欠けます。

(3) パターン3（土地改良区が活動組織の事務を受託する）

連携パターン	メリット	その他
パターン3 土地改良区が活動組織の事務を受託する	活動組織の事務労力が安定的に軽減できます。土地改良区としても、受託料としての収入を得て安定的に事務を行うことができます。	土地改良区と活動組織の連携の基本形と言えます。受委託契約を結ぶ過程で、委託内容や金額等について、相互に必要な調整を経ることになるので、安定性があります。また、当該事務を土地改良区の附帯事業として定款に位置付ける必要があります。

(イメージ)

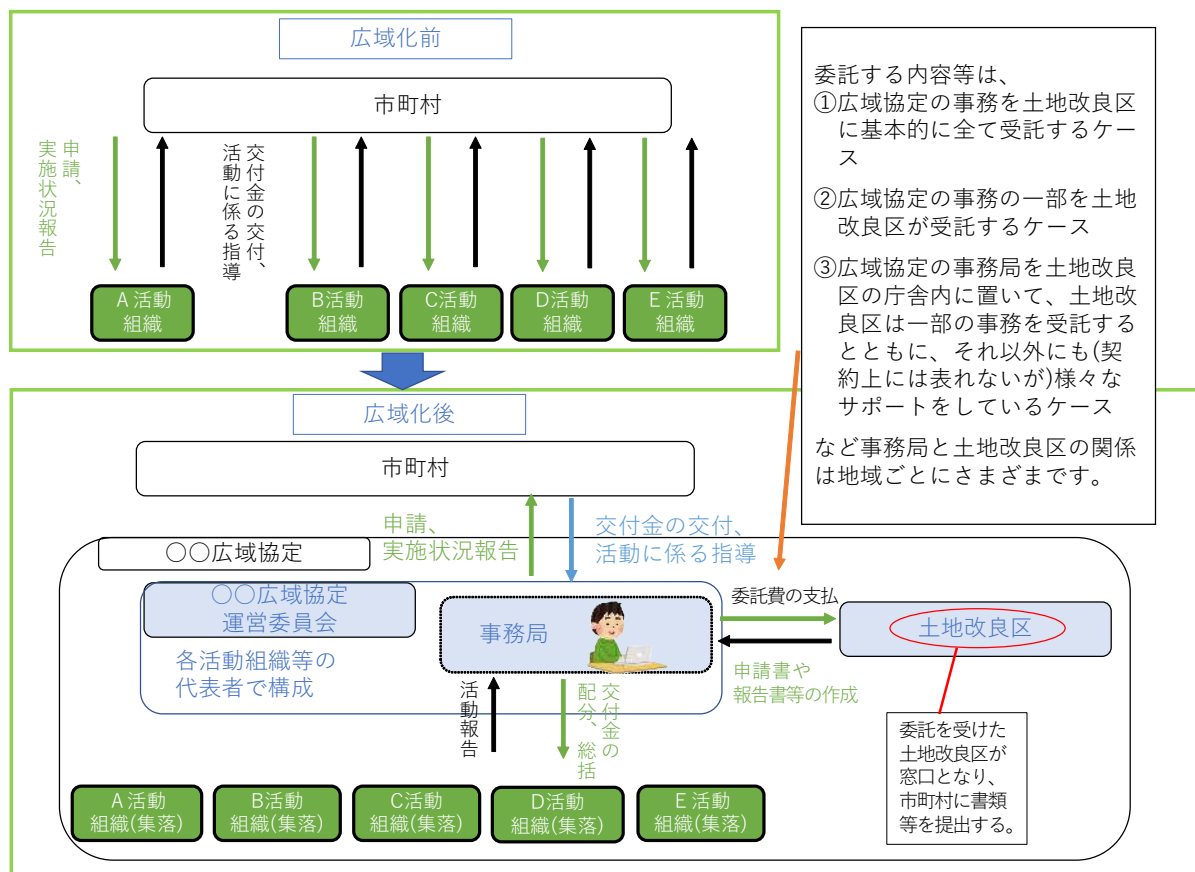


※ 土地改良区は活動組織の構成員となる必要がある

(4) パターン4（活動組織が広域化し、広域協定の事務を受託する）

連携パターン	メリット	その他
<p>パターン4 活動組織が広域化し、広域協定の事務を受託する</p>	<p>上記パターン3のメリットに加えて、活動組織が広域化することで、広域化によるメリット（予算や物資の融通や一括購入による経費節減等）を得ることができます。</p> <p>また、広域化することで、組織の単位を超えた地域一体での活動が可能になり、事業に関する情報交換・情報共有ができるようになります。</p>	<p>上記パターン3と概ね同様ですが、事務局機能のどこまでを委託するか否かなど対応は地域ごとにさまざまです。</p> <p>例えば、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①広域協定の事務を土地改良区が基本的に全て受託するケース ②広域協定の事務の一部を土地改良区が受託するケース ③更に広域協定の事務局を土地改良区の庁舎内に置いて、土地改良区は一部の事務を受託するとともに、それ以外にも（契約上には表れない）様々なサポートをしているケース <p>などがあります。</p>

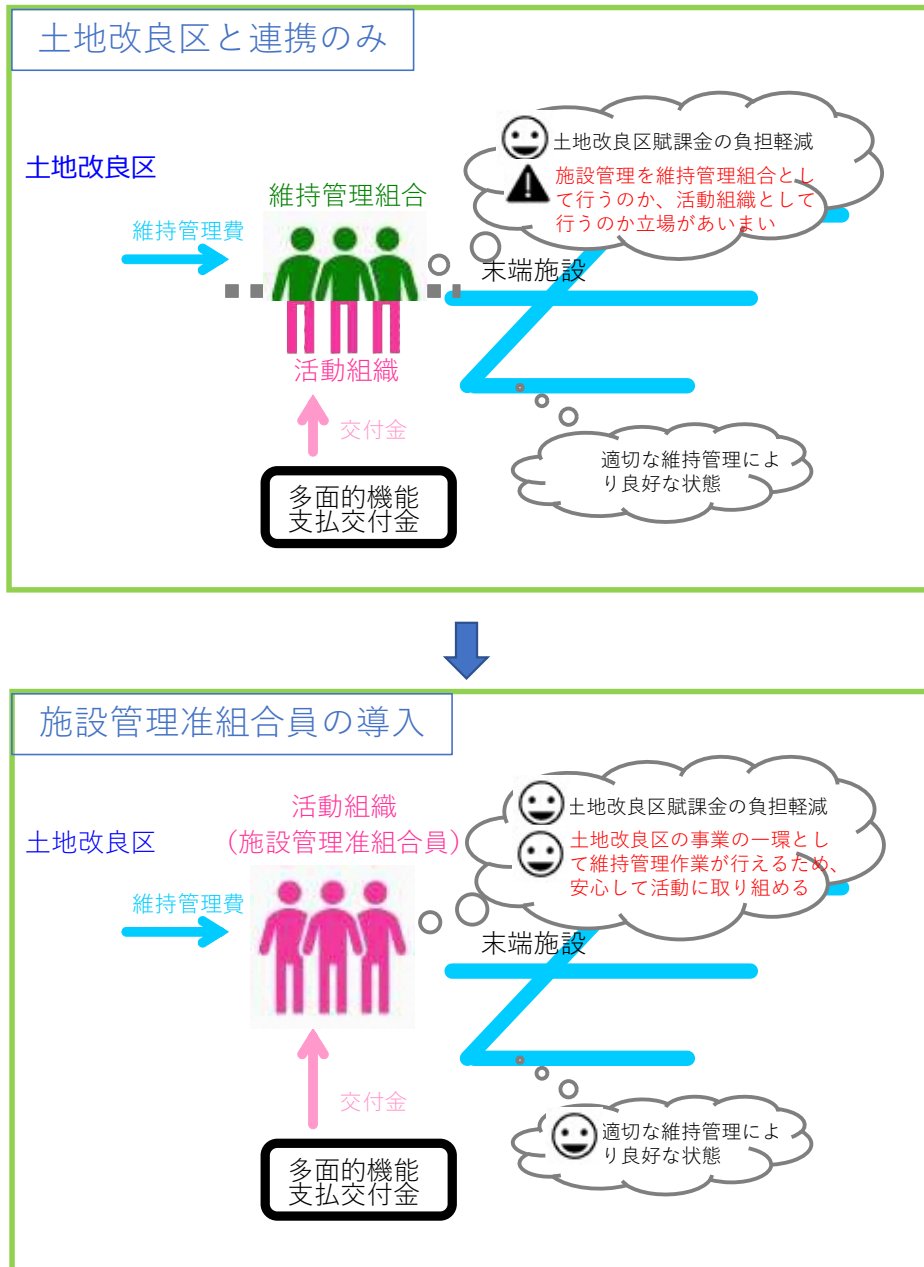
(イメージ)



(5) パターン5 (活動組織が土地改良区の「施設管理准組合員」となる)

連携パターン	メリット	その他
<p>パターン5 活動組織が土地改良区の「施設管理准組合員」となる</p>	<p>連携が制度的により安定したものとなります。土地改良区は活動組織に施設管理についての協力を求めることができるようになります。活動組織は土地改良区の総(代)会へ正式に出席してもらおうことができるようになります。</p>	<p>活動組織から土地改良区への事務委託とセットで行うことにより、相互の連携が一層強固なものとなります。</p>

(イメージ)



3-2 連携までの基本的な流れ

(1) 土地改良区が活動組織の事務を受託する場合（上記のパターン3の場合）

一般的には下記の①～⑤の順に進めていくことになります。

【一般的な手順】

①土地改良区と活動組織との連携の方向性についての話し合い

市町村、都道府県レベルの多面的機能支払活動の推進組織、都道府県又は地方農政局の助言等も得ながら、連携の方向性（連携方法や連携内容の概要）を話し合いによって決めていきます。

話し合いの過程で、近隣の先進地の視察や、先進地の中心人物からの講話を組み込んだりすると、関係者の理解も進むものと考えられます。

土地改良区のエリアに複数の活動組織が存在する場合、活動組織の広域化も合わせて検討することにより、スケールメリットも生まれることが想定され、土地改良区と活動組織の双方に有益と考えられます。その際、活動を休止した活動組織やまだ活動に取り組んでいない集落がある場合、できればそれらの集落にも声を掛け、活動の再開等を促すことも望まれます。



②土地改良区総(代)会での定款変更（土地改良区側での手続）

多面的機能支払活動やその事務受託を、土地改良区の附帯事業として実施すること等を土地改良区の定款に位置付けます。活動対象とする施設（土地改良区が行う管理事業との関係度）によって、定款への位置付け方が変わる場合がありますので、定款を認可する都道府県から指導・助言を得ながら対応します。

連携を一層強固なものとするため、施設管理准組合員制度の適用も検討するとよいでしょう。



③土地改良区が活動組織の構成員に加入するための承認（活動組織側での手続）

活動組織の総会で、土地改良区を構成員にすることを承認を得ます。その際、連携方法や連携内容の概要についても総会で議論し、承認を得ておく方がよいでしょう。



④事務委託等の協議

土地改良区及び活動組織の事務局同士で、連携の詳細、つまり、受委託の対

象となる事務の範囲、対象となる施設、費用、責任の所在などを話し合い、契約書や協議書として明確化します。



⑤土地改良区と活動組織との連携の開始

連携を開始します。連携を開始してからも、地域を取りまく環境は常に変化します。実際に取り組んでみて改良すべき点等があれば、必要に応じて随時見直しを行い、連携を一層強固かつお互いにメリットのあるものに成長させていくことが重要です。見直しを行う場合には、広域化や施設管理准組合員といったことも、取り組んでいない場合、視野に入れるとよいと思われま

(2) その他の場合

地域の実情によって、土地改良区によるサポートの下で、別組織が事務を受託する場合（上記のパターン5）や、土地改良区の役職員が日当をもらって活動組織の事務を処理する場合（上記のパターン2）なども考えられます。

このようなケースでは、上記の手順②及び③を省略して連携を進めることができますが、特に土地改良区の役職員が個人的に事務を支援する場合は、組織間の連携ではなく属人的な対応となるため、制度的な安定性に欠ける点がデメリットとしてあります。

(3) 留意点

土地改良区と活動組織との連携や広域化について検討・調整を始めようとする場合、必要に応じて、市町村、都道府県レベルの多面的機能支払活動の推進組織、都道府県又は地方農政局に相談し、指導や助言をもらいつつ、関係者で十分に相談することが重要と考えられます。

また、最初から全てを完全に調整するのは難しいので、まずは、できる範囲で（暫定的に）取組を開始してみて、その後の状況を踏まえながら、受託内容や受託金額の再調整、事務を受託する活動組織の追加（又は活動組織の広域化）などを行い、ステップアップしていくという視点も重要と考えられます。

なお、都道府県レベルの多面的機能支払活動の推進組織や地方農政局等の連絡窓口は、第6章（P. 47～48）の一覧表のとおりです。

4 連携を進める上での主な課題・疑問と対応の方向性（よくある質問）

○お困りごとは何でしょうか？

前章まで述べてきたとおり、土地改良区と活動組織の連携を進めていくことにより、さまざまな効果が期待できますが、実際に連携を進める場合には、課題、疑問等が多く生じると考えられます。

以下、アンケートや意見交換会で寄せられた意見等を基に、よくある質問と、対応の方向性（一般的に考えられる回答）を整理しました。

<質問の一覧>

【連携の効果】

- Q 1 土地改良区にとって、活動組織から事務を受託することの効果は、一般にどのようなものがありますか。 ……P. 26
- Q 2 活動組織にとって、土地改良区へ事務を委託することの効果は、一般にどのようなものがありますか。 ……P. 27
- Q 3 事務の受委託を進めることにより、デメリットもあるのではないですか。それらには、どのように対処したらよいですか。 ……P. 28

【連携の要件】

- Q 4 活動組織からの事務を受託する場合の要件はありますか。土地改良区のエリアと活動組織のエリアの7割が重複している必要があると聞いたことがあります。本当ですか。 ……P. 29

【連携の手続の流れ】

- Q 5 活動組織から事務を受託する場合、どのような手続を経る必要がありますか。活動組織側と土地改良区側のそれぞれについて手続の流れを教えてください。 ……P. 31
- Q 6 土地改良区が活動組織の構成員になるだけの場合でも、土地改良区の定款変更が必要ですか。 ……P. 31
- Q 7 活動組織とは普段からの付き合いがありません。いきなり事務受託を進めることは難しいのですが、どうしたらよいのでしょうか。 ……P. 31

【事務委託の内容・費用】

Q 8 活動組織からの事務受託の具体的な内容は、どのように決めたらよいですか。受託してはならない事務など、注意すべきことはありますか。 ……P. 31

Q 9 活動組織からの事務受託の経費（委託費）は、どのように決めたらよいですか。一般的な歩掛りなどはありますか。 ……P. 32

Q 10 事務の委託契約書のひな形はありますか。 ……P. 33

【活動組織の広域化】

Q 11 広域化と事務受託をセットで進めたいのですが、広域化の一般的な進め方を教えてください。 ……P. 33

【施設管理准組合員制度】

Q 12 土地改良区の施設管理准組合員とは何ですか。どのようなメリットがあるのですか。 ……P. 35

Q 13 土地改良区の施設管理准組合員になるには、どのような手順を経る必要がありますか。 ……P. 37

【連携の効果】

Q 1 土地改良区にとって、活動組織から事務を受託することの効果は、一般にどのようなものがありますか。

1 多くの土地改良区において、組合員の減少や地域の営農形態の変化による水需要の多様化などにより、今後、水源から末端までの安定的な用水供給・施設管理に支障を来すおそれがあります。

農地回りの水路等を維持管理している活動組織との連携を深めることにより、①相互の意思疎通・理解が容易となり、より円滑な用水供給や施設管理につながるといった効果や、②活動組織による末端施設の管理が将来にわたって維持される効果が期待されます。

2 その他の効果としては、③土地改良区に行っている取組に対する地域住民の方々の理解が高まる、④受託費等により土地改良区側の運営基盤の安定にも資する、⑤

災害時の対応の選択肢が広がる、⑥活動組織が土地改良区の施設管理准組合員となる場合、活動組織に対して土地改良施設の管理への協力を求めることが可能となり、管理の連携が更に強化される、といった効果も期待されます。

参考:多面的機能支払交付金を活用した災害復旧

災害にて影響を受けた施設等に多面的機能支払交付金を活用したことで、営農への被害を軽減した事例を記載します。

①阿蘇地域農地・水・環境保全管理協定（熊本県阿蘇市）の事例

- ・阿蘇市では、平成28年4月14日に震度5弱、16日に震度6弱の地震に見舞われ、協定区域内の農地については、段差、ひび割れ、液状化等の甚大な被害が生じ、農業用施設についても、亀裂等により農道・農業用排水路は大きく破損した。
- ・熊本県多面的機能支払推進協議会からの助言や関係機関との協議を重ね、本交付金の「異常気象後の応急措置」を適用し、田植え前であったので用水・排水路等の復旧を急いだ。（応急措置で対応した件数 240件（開水路120件、農道80件、農地40件））
- ・こうした取組が奏功し、当初、約8割の水稲作付けへの影響が懸念されたが、活動のおかげで約2割までに抑えることができた。

②錦町農地・水・環境保全管理協定運営委員会（熊本県錦町）の事例

- ・錦町では、令和2年7月4日に発生した記録的な大雨により、球磨川が氾濫し、熊本県人吉球磨地域で甚大な被害が発生した。
- ・協定区域内の農地や農業用施設についても被害が大きく、水稲を中心とした農作物の被害や土砂などの流入による農地被害により、営農へ大きなダメージを与えた。
- ・本交付金の「異常気象後の応急措置」を適用し、用水路、畔等の復旧を急いだ。（応急措置で対応した件数 120件（開水路20件、農道10件、農地90件））
- ・今回の豪雨災害の対応にあたり、改めて本交付金のありがたさを感じた。

Q2 活動組織にとって、土地改良区へ事務を委託することによる効果は、一般にどのようなものがありますか。

- 1 多面的機能支払活動を継続できなかった活動組織に対するアンケート結果によれば、「活動組織を継続しなかった、又はできなかった理由」（図16参照）として、「事務処理担当がいなし」と答えた割合が約8割を占めています。

事務作業に慣れた土地改良区の支援を受けることで、①地域の中で人手が不足する状況にあっても活動を継続していく見通しが立てられる効果が期待されます。

- 2 その他の効果としては、②土地改良区が有する技術力や経験を活用し工事発注などの業務遂行が容易となる、③土地改良区との意思疎通が容易となり末端までの円滑な用水供給等につながる、といった効果も期待されます。
- 3 さらに、④活動組織が土地改良区の施設管理准組合員となると、総(代)会に参加して意見を述べる事が可能となります。
- 4 活動組織の方と相談等をされる際には、これらの点についても話をしてみるとよいでしょう。

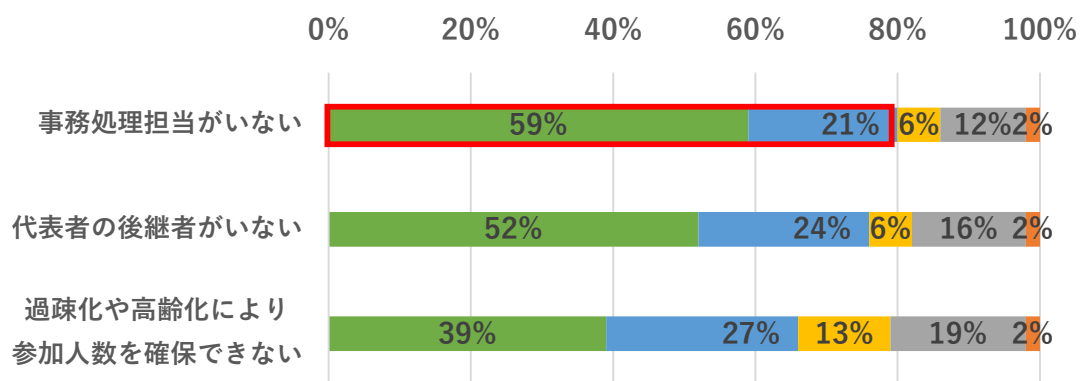


図16 活動組織が活動を継続しなかった、又はできなかった理由

(資料：食料・農業・農村をめぐる情勢の変化(農村の振興)(農林水産省))

Q3 事務の受委託を進めることにより、デメリットもあるのではないですか。それらには、どのように対処したらよいですか。

- 1 土地改良区の立場に立つと、事務を受託することによって、①事務作業の繁忙期となる年度末に人員が不足する、②技術指導や行政組織との仲介を依頼されることによる負担感が増加する、といったデメリットがあるという意見があります。
- 2 また、土地改良区によっては、一つの活動組織から事務を受託すると、他の活動組織からも事務受託をお願いされて対応しきれなくなるのではないかと不安を感じられている場合もあります。また、同じ集落数(活動組織数)でも、広域活動組織から受託するのか、それぞれの活動組織から受託するのかどうかで受け止め方にも差異が生じることが考えられます。

- 3 土地改良区の規模や状況はさまざまであることから、事務受託を行うに当たり、事務局の体制や実施している業務の量を踏まえ、対応可能な範囲（受託費用も含め）を、活動組織とお互いによく検討・調整することが重要です。
- 4 その際、最初から全てを完全に調整するのは難しいので、まずは、できる範囲で（暫定的に）取組を開始してみて、その後の状況を踏まえながら、委託内容や受託金額の再調整、事務受託する活動組織の追加（又は活動組織の広域化）などを行い、ステップアップしていくという視点も重要と考えられます。
- 5 一方、活動組織の立場に立つと、土地改良区へ事務を委託することによるデメリットは、①事務委託することにより多面的機能支払活動に係る制度の理解度が低下する、②時間の経過と共に土地改良区等に頼りすぎる（活動組織の自立性が低下する）、といった意見があります。
- 6 これらに対処するためには、活動組織との連携に当たり、役割分担等を協定書等により明確化しておくことなどにより、活動組織に一定の自立性を確保してもらうよう留意することも重要です。

【連携の要件】

Q 4 活動組織からの事務を受託する場合の要件はありますか。土地改良区のエリアと活動組織のエリアの7割が重複している必要があると聞いたことがありますが、本当ですか。

- 1 土地改良区が活動組織から事務受託する場合、活動組織のエリアと土地改良区のエリアの7割が重複していることは、必ずしも必要ではありません。
- 2 土地改良区が活動組織の事務を受託するためには、基本的に、①土地改良区が活動組織の構成員となること、②土地改良区の事業と活動組織の活動に関連性があることが必要であり、対象とする施設によって、③土地改良区の定款を変更して当該事務を附帯事業として位置付ける必要があります。
- 3 このうち、②土地改良区の事業と活動組織の活動に関連性があることに関しては、平成18年12月14日付けの農林水産省の事務連絡（以下「旧事務連絡」という。）に

において、土地改良区が活動組織の事務委託を行う場合の例示として、「土地改良区管理施設に係る対象農地面積が活動組織全体の対象農地面積の大部分を占め（以下略）」とされていました。

このため、一部の都道府県では、「大部分」を「7割以上」と整理の上、土地改良区の一定地域と活動組織の対象農用地が7割以上重複することを求めている事案が散見されていたところではあります。

- 4 他方、令和3年4月30日に農林水産省は新しい事務連絡（以下「新事務連絡」という。第6章(P.52~53)を参照。）を発出し、「必ずしもこの考えにとらわれる必要がない」との見解を示しました。つまり、活動組織のエリアと土地改良区のエリアの7割以上が重複していることは、必ずしも必要ではないということです。

新事務連絡では、土地改良区の事業と活動組織の活動の関連性について、「土地改良区の定款変更を認可する都道府県（知事）が合理的な説明が可能と判断した場合は、これを否定するものではない」とされています。

したがって、7割以上重複していない場合であっても、まずは、（市町村等を通じて）都道府県に相談してみることが適当と考えられます。

連携できるかどうか迷ったら、
まずは土地改良区の定款を認可する都
道府県に相談してみましょう

認定農用地の一部が土地改良区
受益農用地の外にある

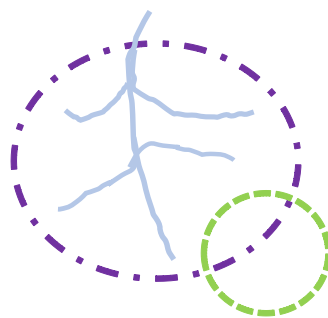


図17 活動組織の一部エリアが土地改良区の一定地域外にある場合のイメージ図

紫線：土地改良区の一定地域、緑線：活動組織の対象地域

【連携の手続の流れ】

Q 5 活動組織から事務を受託する場合、どのような手続を経る必要がありますか。土地改良区側と活動組織側のそれぞれについて手続の流れを教えてください。

「3-2 連携までの基本的な流れ」（P23～24）を参照願います。

Q 6 土地改良区が活動組織の構成員になるだけの場合でも、定款変更が必要ですか。

- 1 土地改良区の一定地域と活動組織の活動エリアが重複し、活動組織の保全管理対象が土地改良区が管理する施設である場合、土地改良区が活動組織の構成員になるだけであれば、定款変更は不要です。（ただし、事務を受託する場合には、当該受託事業を土地改良区の附帯事業として位置付ける定款変更が必要となります。）
- 2 1以外の場合では、土地改良区が活動組織の構成員になるだけの場合でも、定款変更が必要となります。

Q 7 活動組織とは普段からの付き合いがありません。いきなり事務受託を進めることは難しいですが、どうしたらよいでしょうか。

- 1 活動組織と普段からの付き合いがない土地改良区においては、まずは、市町村、都道府県レベルの多面的機能支払活動の推進組織、都道府県又は地方農政局に、活動組織から事務受託を受けたい旨を相談した上で、活動組織との調整の仲介役をお願いすることが有効と考えられます。
- 2 その際、市町村、都道府県レベルの多面的機能支払活動の推進組織、都道府県、又は地方農政局には、仲介役をお願いするだけでなく、活動組織との連携の方法について、助言を求めることも肝要と考えられます。

【事務受託の内容・費用】

Q 8 活動組織からの事務受託の具体的な内容は、どのように決めたらよいですか。受託してはならない事務など、注意すべきことはありますか。

- 1 土地改良区や活動組織の状況により、事務受託する内容はさまざまなものになる

と考えられます（第5章の事例も一例として御参照ください。）。このため、土地改良区として受託可能な内容について、また、活動組織として委託したい内容について、土地改良区と活動組織がお互いに話し合いを重ねて決めていくことが重要です。

その際、必要に応じて、市町村、都道府県レベルの多面的機能支払活動の推進組織、都道府県又は地方農政局から指導や助言を得ながら、話し合いを進めることが有益と考えられます。

- 2 話し合いの結果については、トラブル等が生じないように、受委託する具体的な内容を記載した書面（契約書又は請書）を作成して、契約を交わすことになります。
- 3 受委託してはいけない事務は特にありません。

（参考）土地改良区が事務受託している内容の例

事務受託する内容については、多面的機能支払活動の事業管理に係るものとしては、①実施状況報告書の作成、②年度活動計画の策定、③作業日報の作成、④作業写真整理などが挙げられます。また、会計処理に係るものとしては、①証拠書類、②金銭出納簿作成、③備品管理台帳作成、④外部委託に係る契約書類の作成などが挙げられます。

Q9 活動組織からの事務受託の経費（受託費）は、どのように決めたらよいですか。一般的な歩掛りなどはありますか。

- 1 地域の実情により受託内容や単価はさまざまであることから、一般的な歩掛りは定められていません。
- 2 事務受託の内容にもよりますが、活動組織においてこれまで当該事務作業に要している実績の時間数（人工）や土地改良区職員の人件費単価、又は近隣地区の事例等を基に、話し合いで決定しているケースが一般的です。
- 3 ただし、最初から万全な算定を行うことは難しいとも考えられますので、まずは、ある程度、割り切った考え方で算定した時間数（人工）と単価の下で事務受託を始めてみて、運用実績を踏まえて必要に応じて修正を加えていくことも、合理的な対応の一つと考えられます。

- 4 いずれにせよ、市町村、都道府県レベルの多面的機能支払活動の推進組織、都道府県又は地方農政局から指導や助言を得ながら、話し合いを進めることが有益と考えられます。
- 5 なお、具体的な算定が難しい面もありますが、土地改良区が管理する施設の維持管理を活動組織が行う場合、多面的機能支払活動が活発化することで、土地改良区の維持管理費の軽減につながることで、又は活動組織の広域化も合わせて行う場合、事務作業のスケールメリットが生じる可能性もあります。

Q10 事務の受委託契約書のひな形はありますか。

活動組織からの事務受託に当たり、定められた契約書の様式はありません。第6章（P. 49～51）に、契約書の一例を添付しますが、それぞれの活動組織や土地改良区等の実情に応じて作成願います。

【活動組織の広域化】

Q11 広域化と事務受託をセットで進めたいのですが、広域化の一般的な進め方を教えてください。

- 1 土地改良区の管内に複数の活動組織が存在する場合、活動組織との連携を検討するに当たっては、市町村、都道府県レベルの多面的機能支払活動の推進組織、都道府県又は地方農政局に相談して、活動組織の広域化についても合わせて検討することが望まれます。
- 2 広域活動組織の設立までの手順としては、以下に示す手順に基づき進めることとなります。
- 3 ①～④は「広域化の推進主体（市町村や土地改良区）」（以下「推進主体」という。）が主体となって進める事項であり、⑤～⑦は「広域協定運営委員会」が主体となって行う事項となります。

【手順（広域化の一般的な進め方）】

①推進主体による広域化推進の方向性の決定

市町村や土地改良区は、地域における組織運営上の課題等を踏まえ、広域化の必要性等について検討を行い、広域化を推進することについて各活動組織(集落)の意向を固めます。



②推進主体による基本的な方針の決定

広域活動組織の範囲や構成、組織の運営方針(交付金の運用方針、事務局体制)等の基本的な方針について検討を行い、取りまとめます。



③推進主体による広域化対象の活動組織(集落)等への説明会

広域化対象範囲の活動組織(集落)や参加を呼びかける関係団体に対して広域化の基本的な方針の説明を行って、意見を募るとともに、必要に応じて方針の見直しを行います。

各活動組織(集落)の代表者が集落内に説明し意見調整を行います。



④推進主体による活動組織(集落)から広域活動組織への参加意向を確認

広域化対象の活動組織(集落)や関係団体から、広域活動組織への参加の意向を確認します。



⑤広域活動組織運営方針の具体案の検討

広域化準備委員会(仮称)を立ち上げ、広域活動組織への運営方針等の具体案について検討を行います。

検討結果を踏まえ、広域協定運営委員会規則、広域協定書、事業計画書の案を作成します。



⑥各活動組織(集落)への説明、参加同意の確認

準備委員会での検討結果を各活動組織(集落)の構成員に説明します。

各活動組織(集落)の参加意向を踏まえ^{*}、対象農用地の確定、参加同意の最終確認を行います。



⑦広域活動組織設立

設立委員会又は設立総会を招集し、広域協定運営委員会の設置等について議決を得ます。

広域協定運営委員会を開催し、広域協定書や事業計画書等を決定するとともに、広域活動組織を設立します。

市町村長に広域協定書や事業計画書等を提出し、認定を受けます。

※ 広域活動組織への不参加を表明した活動組織(集落)がある場合には、推進主体は、当該集落等における課題解決に向けた検討が引き続き行われるよう、市町村、土地改良区、農協等の関係機関へ相談願います。

- 4 土地改良区との連携や広域化の形はどれが正解というものではなく、地域の実情によってさまざまです。連携や広域化についての検討・調整を始めようとする場合、まずは、市町村、都道府県レベルの多面的機能支払活動の推進組織、都道府県、地方農政局等に相談して、音頭を取ってもらするなどしつつ、関係者で十分に相談することが重要です。
- 5 また、最初から全てを完全に調整するのは難しいので、まずは、できる範囲で(暫定的に)取組を開始してみて、その後の状況を踏まえながら、広域活動組織への参加集落の追加や、協定内容の再調整等を行い、ステップアップしていくという視点も重要と考えられます。

参考:不参加集落等へのフォロー

金山町農地維持環境保全協議会(福島県金山町)の事例

- ・ 参加意向確認時に、参加・不参加だけでなく、不参加を表明した集落等については、その理由や今後も広域活動組織への参加の検討を継続するか否かを聞き取った。
- ・ 聞き取り結果を踏まえ、推進主体は、広域活動組織の設立後も不参加集落等に対して、活動状況を伝える広報資料の配付や各種会合への参加呼びかけ等の対応を継続して行った。
- ・ こうした取組が奏功し、平成27年に17集落で設立した広域活動組織が平成29年には24集落の参加を得るまでに拡大した。

【施設管理准組合員制度】

Q12 土地改良区の施設管理准組合員とは何ですか。どのようなメリットがあるのですか。

- 1 土地改良区の准組合員等は、土地改良法第15条の2等に規定されている制度です。このうち施設管理准組合員については、土地改良施設の管理を行う土地改良区が、

定款で定めるところにより、当該土地改良区の地区の周辺の地域内に住所を有する者が主たる構成員となっている団体であつて土地改良施設の管理に関連する活動を行うもの（すなわち多面的機能支払活動の活動組織等になります。）を施設管理准組合員たる資格を有する者とする事ができる、とされています。

- 2 土地改良区は、施設管理准組合員となつた活動組織に対して、土地改良施設の管理への協力を求めることができるようになります（同法第36条の2）。また、土地改良区は、施設管理准組合員と活動組織には、総会又は総代会に出席して意見を述べてもらふことが可能となります（同法第32条第4項）。
- 3 このように施設管理准組合員制度を導入することにより、①土地改良施設の管理を制度的にも一層適切に進めることができるようになる、②施設管理准組合員となる前から土地改良施設の維持管理を行っている場合には関係が明確化する、といった点があります。

【参考】土地改良法（昭和24年法律第195号）（抄）

第15条の2 （略）

2 土地改良施設の管理（委託を受けて行う管理を含む。）を行う土地改良区にあつては、定款で定めるところにより、当該土地改良区の地区の周辺の地域内に住所を有する者が主たる構成員となっている団体であつて土地改良施設の管理に関連する活動を行うものを施設管理准組合員たる資格を有する者とする事ができる。

第15条の3 准組合員又は施設管理准組合員（以下「准組合員等」という。）たる資格を有する者が土地改良区に加入しようとするときは、土地改良区は、正当な理由がないのにその加入を拒んではならない。

第32条 （略）

4 准組合員等は、定款で定めるところにより、総会に出席して意見を述べることができる。

第36条の2 土地改良区は、土地改良施設の機能の保持又は増進を図るため必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、施設管理准組合員に対し、当該土地改良施設の管理への協力を求めることができる。

施設管理准組合員制度を活用した場合

土地改良区と活動組織の連携の例

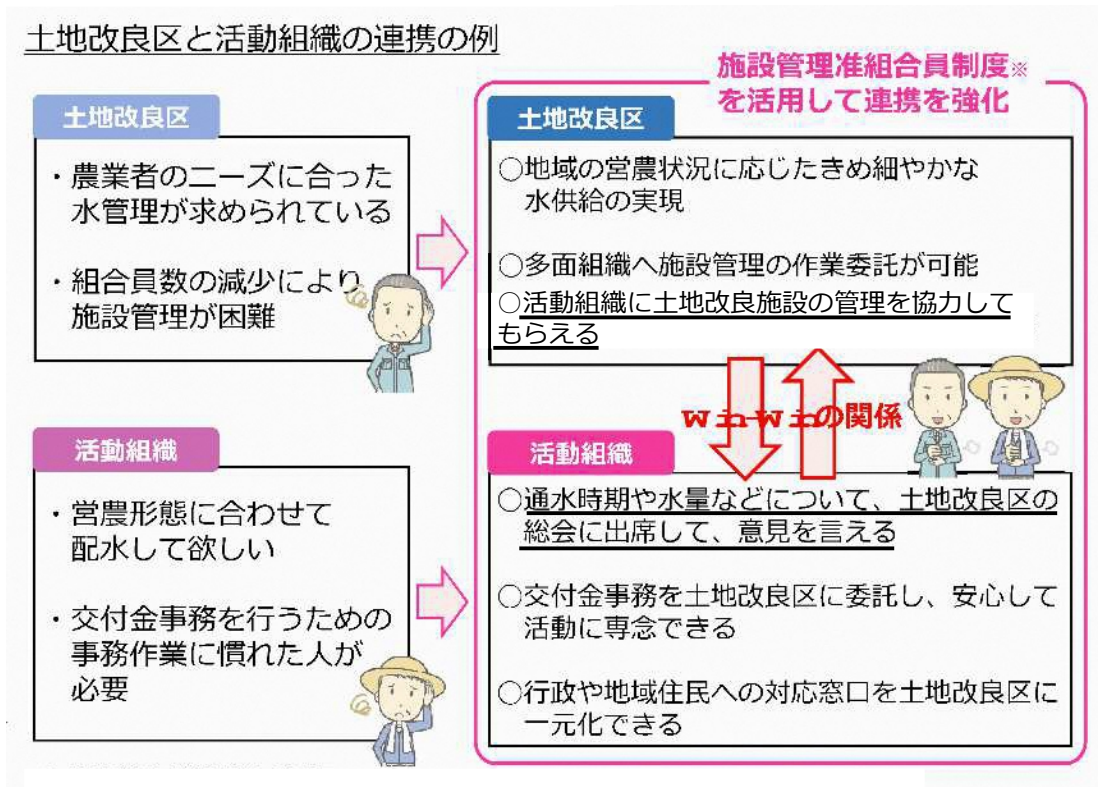


図 1 8 施設管理准組合員制度活用した場合の土地改良区と活動組織の連携イメージ図

Q13 活動組織が土地改良区の施設管理准組合員になるには、どのような手続を経る必要がありますか。

- 1 活動組織が土地改良区の施設管理准組合員になるためには、活動組織から土地改良区に対して、「施設管理准組合員加入申出書」（図19参照）を提出する必要があります。
- 2 申出書の提出に当たっては、以下の資料も添付する必要があります。
 - ①活動組織の定款又はこれに準じる書類（活動内容が確認できるもの）
 - ②活動組織の主たる構成員がこの土地改良区の地区の周辺の地域内に住所を有する者であることを証する書面
 - ③土地改良施設の管理に関する活動の実績又は計画を記載した書面
 - ④確約書
- 3 手続の詳細について確認したいことがあれば、都道府県や都道府県土地改良事業団体連合会へ相談してください。

参考 施設管理准組合員の加入・脱退に関する様式例

① 加入申出書（例）、定款例第8条関係

施設管理准組合員加入申出書

令和 年 月 日

〇〇〇土地改良区
理事長 〇〇〇〇 殿

施設管理准組合員加入申出団体
主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者 〇〇〇〇 印

貴土地改良区定款第8条の規定に基づき、施設管理准組合員として加入したいので、下記添付書類を添えて申し出ます。

記

（添付書類）

- 1 団体の定款又はこれに準じる書類（活動内容が確認できるもの）
- 2 団体の主たる構成員がこの土地改良区の地区の周辺の地域内に住所を有する者であることを証する書面
- 3 土地改良施設の管理に関する活動の実績又は計画を記載した書面
- 4 確約書

（※定款例第9条に基づく資格変動の申出は、本様式に準じて行う。）

図19（参考）施設管理准組合員加入申出書

5 連携の事例

5-1 土地改良区が活動組織の事務を受託している事例 1

(活動組織の設立時から土地改良区に事務委託)

(1) 地区概要

ア 活動組織名：出雲市^{ひかわちよう}斐川町農地・水環境保全管理協定（島根県出雲市）

- ・ 認定農用地面積：2,288.3ha（田2,114.6ha、畑166.5ha）
- ・ 主な構成員：農業者、営農組合、土地改良区、農協ほか

イ 事務委託先：出雲市斐川土地改良区

ウ 概況

本地域は、島根県の東部にある出雲市の東側に位置し、水稻・麦・大豆等による2年3作の作付体系を推進するとともに、GPSを活用した自動操舵・直進機能トラクター、ドローンを活用した生育・病害診断及び施肥・薬剤散布などスマート農業の実証に取り組んでいます。

土地改良区は管理協定の一員であり、活動組織の事務を受託しています。各団体と連携して活動の円滑な取組を先導し、公平な交付金の活用により、地域の活性化に貢献しています。

(2) 連携前の状況

多面的機能支払交付金(旧:農地・水保全管理支払交付金)に取り組む前は、当時の町財政が非常に厳しい状況であったため、老朽化が進む農業用施設は、必要最小限の補修でしか対応できませんでした。

また、農業振興への取組は、県、市、農協、土地改良区等、計7組織から構成される農林事務局体制等によりまとまっていましたが、施設の老朽化への対策や連携は特に取り上げていませんでした。

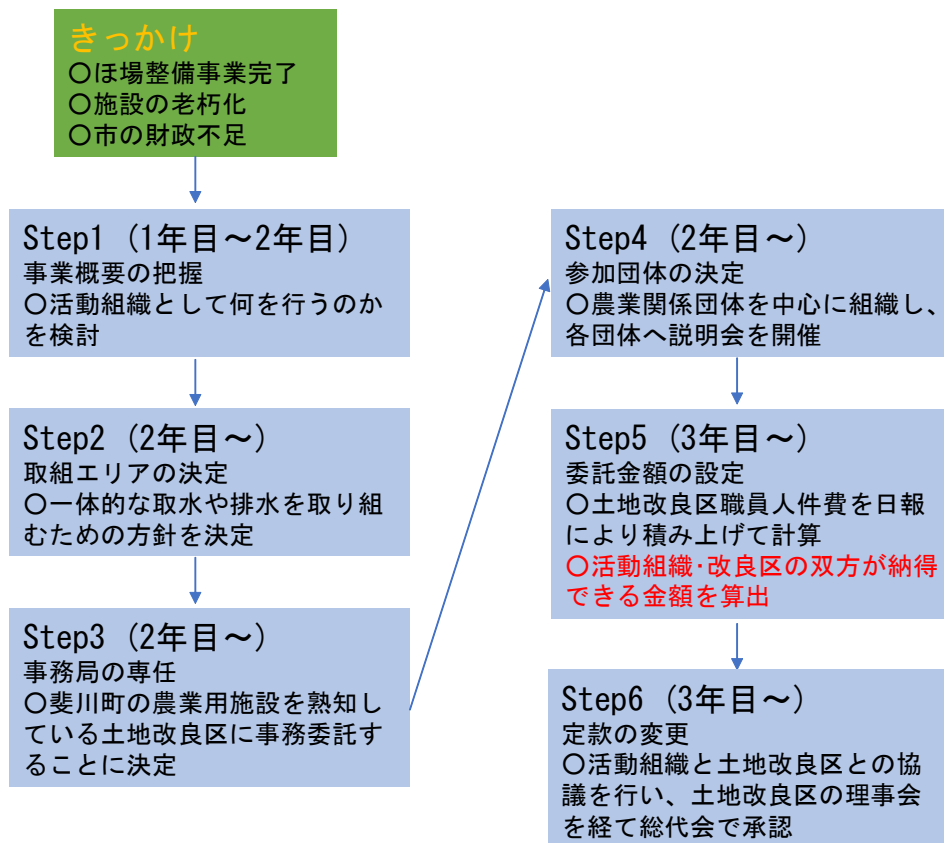
(3) 連携のきっかけ

旧市町村単位の斐川町を一つの地域として考え、全町一本で取り組む一町一農場を目指しました。活動組織の役員等に出雲市斐川土地改良区の関係者がいたことや長くから地域のほ場整備事業に携わっていることから、出雲市斐川土地改良区に事務委託するようになりました。

(4) 事務委託内容

- ① 交付金の交付申請業務(申請書、請求書等の作成・提出)
- ② 総会等資料作成(会長副会長会、運営委員会、保全協議会)
- ③ 点検、計画、報告の取りまとめ
- ④ 施設補修の際の技術指導
- ⑤ 会計処理業務(通帳管理、経費・日当の支払、金銭出納簿の作成)

(5) 事務委託までの流れ



(6) 事務委託のメリット

ア 活動組織のメリット

- ・ 事務処理の負担が軽減され、活動に専念できるようになりました。
- ・ 行政・農協・土地改良区が連携し円滑な事業の推進が可能となりました。
- ・ 取り扱う施設の事業区分が明確されました。
- ・ 土地改良区とのつながりが深くなり、スムーズな活動が可能となりました。
- ・ 構成員が高齢化していく中で、連携することで今後も活動を継続していく見通しが立てられました
- ・ 農業団体等の関係者の参加が得られるようになり、多面的機能支払活動（草刈り等）がやりやすくなりました。

イ 土地改良区のメリット

- ・事務委託費を得ることで運営基盤の強化が図られました。
- ・地域の状況把握がスムーズにできるようになりました。
- ・地域住民とのつながりが生まれ、土地改良区についての啓発ができました。
- ・地元とのつながりが深くなり、スムーズな活動が可能となりました。

5-2 土地改良区が活動組織の事務を受託している事例2 (事務受託と活動組織の広域化が進んだ事例)

(1) 地区概要

ア 活動組織名：北秋田市鷹巣地域保全組織（秋田県北秋田市）

- ・認定農用地面積：1,269.2ha（田1,269.2ha、畑－ha）
- ・主な構成員：農業者、営農組合、土地改良区、農協ほか

イ 事務委託先：北秋田市土地改良区

ウ 概況

本地域は、秋田県の北部にある北秋田市の北側に位置し、この地域では基幹作物の水稲を中心に複合作物としては大豆やきゅうりのほか、最近では秋田県で推進している枝豆の生産拡大に力を入れています。

本保全組織は、北秋田市土地改良区(合併前の旧鷹栖土地改良区)管内にある17活動組織が参加して広域協定を締結しました。

土地改良区は、管理協定の一員であり、保全組織から事務を受託し、各活動に対する指導・助言を行い、事業全体の調整を図っています。

(2) 連携（広域化）前の状況

事業が始まった平成19年度当時は、会計事務が困難との理由で活動組織を立ち上げない集落（地区）が多くありました。

土地改良区が事務受託することにより、多くの組織が活動を展開するようになりましたが、活動計画（施設等の保全管理手法等）の書類作成にバラツキがありました。

土地改良区においては、各活動組織から事務処理（総会、書類作成等）を受託していたものの、組織数が多いため相当な事務量となっていました。このため、事務の簡素化の観点から早急な広域化が必要でした。

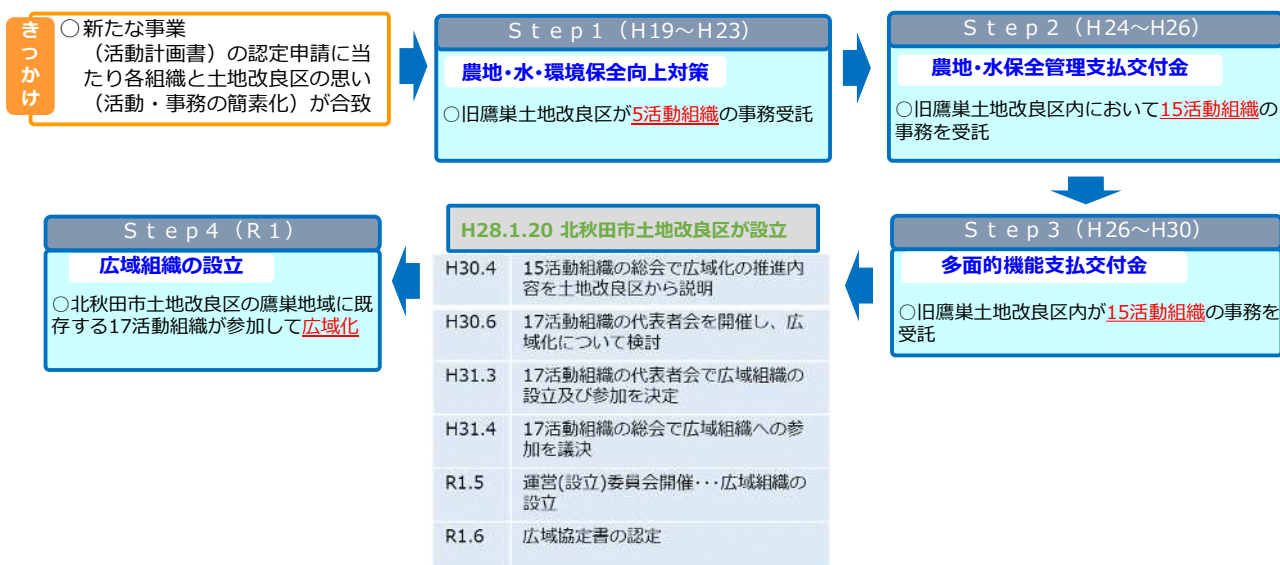
(3) 連携のきっかけ

事務委託については、土地改良区から話をもちかけて開始し、広域化については、新たな事業（活動計画書）の認定申請に当たり各活動組織と土地改良区の間で、活動や事務の簡素化を進めていこうとする中で考えが一致しました。

(4) 事務委託内容

- ① 交付金の交付申請業務（申請書、請求書等の作成・提出）
- ② 総会等資料作成（会長副会長会、運営委員会、保全協議会）
- ③ 点検、計画、報告の取りまとめ
- ④ 施設補修の際の技術指導
- ⑤ 会計処理業務（通帳管理、経費・日当の支払、金銭出納簿の作成）

(5) 事務委託及び広域化までの流れ



(6) 事務委託のメリット

ア 活動組織のメリット

- ・ 土地改良区が事務局となることで、交付金を公平に活用でき、さらに、技術的サポートを受けることができるようになりました。
- ・ 連携前は活動報告書等の書類作成に苦勞していましたが、連携後は事務作業等を任せることができ、さまざまな農地維持支払の活動等に取り組むことができるようになりました。
- ・ 補修方法など、技術的な面での対応が容易になりました。

イ 土地改良区のメリット

- ・各活動組織の活動内容を踏まえ、農業用施設の維持管理をするための計画が立てやすくなりました
- ・土地改良施設の重要性が共通認識できるようになったことから、施設の整備や保全管理の水準にバラツキがなくなりました。

(7) 広域化のメリット

- ・事務内容が集約化されるため、土地改良区の事務量が大幅に軽減されました。
- ・市のメリットとして、土地改良区から精度の高い書類が提出されるため、事務指導の労力が大幅に軽減され、活動組織への指導が充実しました。

5-3 土地改良区が活動組織の事務を受託している事例3

(1) 地区概要

ア 活動組織名：天の川水土里保全会広域組織（滋賀県米原市）

- ・認定農用地面積：346.6ha（田338.5ha、畑8.1ha）
- ・主な構成員：農業者、自治会、営農組合、老人会、子供会、中学校PTA、獣害対策委員会、土地改良区等

イ 事務委託先：天の川沿岸土地改良区

ウ 概況

滋賀県では、多面的機能活動について、「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」という独自の名称を付けて、展開しています。

米原市にある天の川沿岸土地改良区のエリアは、16集落で同対策の活動組織が立ち上げられ、各組織でさまざまな活動に取り組んでいましたが、そうした中、事務の煩雑化や事務を担う人材の高齢化を踏まえ、活動組織の負担を軽減し、各活動組織は実践活動に専念できるようにして事業の継続性を高めるため、広域活動組織「天の川水土里保全会」が設立されました(現在10集落が参加)。

本広域組織の事務は広域事務局の2名が担っており、その事務所は土地改良区の庁舎内に構えています。また、施設補修などに係る工事発注等の事務は土地改良区に委託しています。

(2) 連携前の状況

事務の煩雑化により、活動組織の担当者の負担が大きくなっており、担当する者も少ない状況でした。さらに、役員が高齢化しており、広域化しないと活動組織がなくなってしまう懸念がありました。

平成19年度から各集落で活動が始まり、実施集落と未実施集落に施設の管理の差が出てきましたが、一方で実施集落における事務処理が大変という評判となり取組集落が増えない状況でした。

(3) 連携のきっかけ

次の5年の活動継続が難しいという集落が複数出現し、また、役員や事務局の高齢化が顕著であったため、活動を継続させていくために連携が始まりました。

(4) 事務委託内容

○施設補修の際の設計や工事発注等に係る事務

(5) 広域化までの流れ

きっかけ

- 平成19年度から各集落で活動が始まり、実施集落と未実施集落に施設の管理の差が出てきた。
- 実施集落の事務処理の大変さが顕著で取組集落が増えない状況であった。

Step 1 (H27~H28)			Step 2 (H29~H30)		
時期	会合名	概要	時期	会合名	概要
H27.11	農村まるごと保全事務委託 意見交換会	参加集落の代表者の方々と事務委託に 関して話し合い	H29.1	まるごと保全広域化に係る 意見交換会	各集落の方々に広域化した場合のメ リットをPR・啓発
H28.3	農村まるごと保全向上対策 に係る事務委託説明会	10集落の代表者と事務委託の金額や委 託先に関して話し合い	H29.7	まるごと保全広域化に係る 意見交換会	活動組織の方々に広域組織の組織体制 や事務局経費の試算を明示
H28.5	第1回理事会	改良区役員に上記会合に関する報告、 広域活動組織の設立を目標とすること を確認	H29.11	まるごと保全広域化に係る 協議	活動組織の方々に広域化に関するアン ケートの結果を報告
H28.6 H28.9	まるごと保全広域化に係る 勉強会①②	広域活動組織のイメージ図を県・市・改 良区と共有	H30.1	まるごと保全広域化検討委 員会第1回	活動組織の方々に広域協定書(案)、広域 運営委員会規則(案)等について確認
H28.12	第3回理事会	広域組織の会計処理と事務局の考え方 を決定	H30.3	まるごと保全広域化検討委 員会第2回	活動組織の方々に運営委員会組織体制 及び(事務局体制(案))等について確認
			H30.4	設立総会	活動組織、土地改良区理事長が参加し、 運営委員会役員を選出

5-4 活動組織が土地改良区の施設管理准組合員となっている事例

(1) 地区概要

ア 活動組織名：邑知潟水土里ネットワーク

(石川県羽咋市・宝達志水町・石川県中能登町)

- ・認定農用地面積：2,135.1ha（田2,135.1ha、畑1ha）
- ・主な構成員：農業者、地域住民、自治会、子供会、老人会、女性グループ、社会福祉法人ほか

イ 事務委託先：邑知潟土地改良区

ウ 概況

邑知潟土地改良区の地域は、能登半島の基部の石川県羽咋市、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町の1市2町にまたがる帯状低平地帯です。

広域活動組織「邑知潟水土里ネットワーク」の活動範囲は、土地改良区の地区内のほぼ全てを対象としています。

施設の管理体制については、頭首工、機場等は土地改良区が管理し、農業用用水路、農道は広域活動組織が日常の操作・管理を実施しています。

(2) 連携前の状況

各地区の草刈りや排水路の清掃などは農家が行っていましたが、管理が行き届いていない地区も少なくありませんでした。

(3) 連携のきっかけ

平成19年度に農地・水・環境保全向上対策（現・多面的機能支払交付金）が制定されたことを機に、邑知潟土地改良区が各地区の町会や団体に声をかけて回り、連携が始まりました。

邑知潟水土里ネットワークは、元々、邑知潟土地改良区の総代会にオブザーバーとして出席していたこともあり、令和元年度から邑知潟水土里ネットワークを施設管理准組合員に位置付けることにしました。

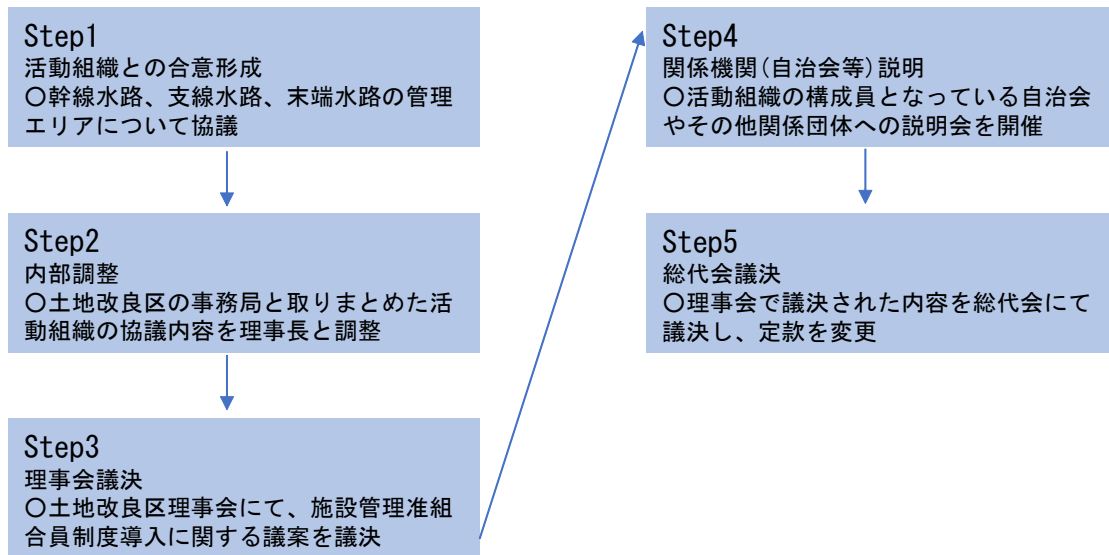
(4) 事務委託内容

- ① 交付金の交付申請業務（申請書、請求書等の作成・提出）
- ② 総会等資料作成（会長副会長会、運営委員会、保全協議会）

- ③点検、計画、報告の取りまとめ
- ④施設補修の際の技術指導
- ⑤会計処理業務(通帳管理、経費・日当の支払、金銭出納簿の作成)

(5) 施設管理准組合員導入までの流れ

土地改良区における導入プロセス



(6) 事務委託のメリット

- ・補修方法などに困ることが減り、技術的な面での対応が容易になりました。
- ・制度改正の情報などを早期に入手することができるようになりました。

(7) 施設管理准組合員制度導入のメリット

- ・土地改良区の運営上、町内会等の代表者に総代会へ出席してもらうことが必要と考えていましたが、施設管理准組合員制度を導入することにより、活動組織の構成員として正式に出席してもらうことができるようになりました。
- ・邑知瀉土地改良区の賦課金徴収は、町内会に委任しています。活動組織との連携以降、町内会において土地改良区の運営や事業への理解が深まり、協力的となったため、賦課金未納が発生していません。

6 参考資料

6-1 連絡窓口

(1) 都道府県レベルの多面的機能支払活動の推進組織の連絡窓口

R4.4.1時点

都道府県	推進組織名	連絡先
北海道	北海道日本型直接支払推進協議会	(代) 011-221-2292 (所在地) 札幌市中央区北5条西六丁目1-23道通ビル7F 水土里ネット北海道内
青森県	青森県多面的機能支払推進協議会	(代) 017-723-2401 (所在地) 青森市本町二丁目6番19号 水土里ネット青森内
岩手県	岩手県多面的機能支払推進協議会	(代) 019-631-3200 (所在地) 盛岡市本宮二丁目10-1 水土里ネット岩手内
宮城県	宮城県多面的機能支払推進協議会	(代) 022-263-5811 (所在地) 仙台市青葉区上杉二丁目2-8 水土里ネットみやぎ内
秋田県	秋田県多面的機能支援協議会	(代) 018-888-2750 (所在地) 秋田市高陽幸町7-37 水土里ネット秋田内
山形県	山形県多面的機能支払推進協議会	(代) 023-647-5370 (所在地) 山形市松栄一丁目7-48 水土里ネットやまがた内
福島県	福島県多面的機能支払推進協議会	(代) 024-535-0371 (所在地) 福島市南中央三丁目36 水土里ネット福島内
茨城県	茨城県ふるさと多面的機能推進協議会	(代) 029-225-5651 (所在地) 水戸市宮内町3193-3 水土里ネット茨城内
栃木県	栃木県農地水多面的機能保全推進協議会	(代) 028-660-5702 (所在地) 宇都宮市平出町1260 水土里ネットとちぎ内
群馬県	群馬県水土里保全協議会	(代) 027-251-4105 (所在地) 前橋市古市町二丁目6-4 水土里ネット群馬内
埼玉県	埼玉県多面的機能支援推進協議会	(代) 048-530-7360 (所在地) 熊谷市籠原南二丁目83番地 水土里ネットさいたま内
千葉県	千葉県多面的機能推進協議会	(直) 043-241-7728 (所在地) 千葉市美浜区新港249-5 水土里ネット千葉内
東京都	東京都水土里保全活動支援事業連絡会	(代) 03-5321-1111 (所在地) 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
神奈川県	神奈川県多面的機能支払推進協議会	(代) 045-210-1111 (所在地) 神奈川県横浜市中区日本大通1
山梨県	山梨県多面的機能推進協議会	(代) 055-235-3653 (所在地) 甲府市蓬沢一丁目15番35号 水土里ネットやまなし内
長野県	長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会	(代) 026-219-6351 (所在地) 長野市大字南長野字宮東452-1
静岡県	静岡県多面的機能支払推進地域協議会	(代) 054-221-2692 (所在地) 静岡県静岡市葵区追手町9-6
新潟県	新潟県推進組織	(代) 025-285-5511 (所在地) 新潟市中央区新光町4番地1
富山県	富山県多面的機能発揮推進協議会	(代) 076-431-4111 (所在地) 富山市桜橋通り5番13号
石川県	いしかわ多面的機能発揮推進協議会	(直) 076-249-8191 (所在地) 金沢市古府一丁目197番地 水土里ネットいしかわ内
福井県	福井県多面的機能発揮推進協議会	(代) 0776-23-7777 (所在地) 福井市幾久町8-17 水土里ネットふくい内
岐阜県	岐阜県農地・水・環境保全推進協議会	(直) 058-271-1326 (所在地) 岐阜県下奈良2-13-1 水土里ネットぎふ内
愛知県	愛知県農地水多面的機能推進協議会	(直) 052-551-3623 (所在地) 愛知県名古屋市西区栄生1-18-25 水土里ネット愛知内
三重県	三重県農地・水・環境保全向上対策協議会	(代) 059-226-4824 (所在地) 三重県津市広明町330 水土里ネットみえ内
滋賀県	滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会(農村まるごと保全サポートセンター)	(直) 0749-59-3636 (所在地) 長浜市高月町渡岸寺124番地 水土里ネットしが 長浜事務所内
京都府	京都府農地・水・環境保全向上対策協議会	(代) 075-451-4137 (所在地) 京都市上京区出水通油小路東入京都府庁西別館 水土里ネット京都内
大阪府	大阪府農空間保全地域協議会	(代) 06-6232-8365 (所在地) 大阪市北区天神橋二丁目4番15号 水土里ネット大阪内
兵庫県	兵庫県多面的機能発揮推進協議会	(代) 078-341-0500 (所在地) 神戸市中央区北長狭通5丁目5-12兵庫県土地改良会館 水土里ネット兵庫内
奈良県	奈良県多面的機能支払推進協議会	(代) 0744-29-1310 (所在地) 橿原市城殿町459番地 水土里ネット奈良内
和歌山県	和歌山県地域活動推進協議会	(代) 073-432-2567 (所在地) 和歌山市雑賀屋町1和歌山県土地改良会館 水土里ネット和歌山内

都道府県	推進組織名	連絡先
鳥取県	鳥取県農地・水・環境保全協議会	(代) 0857-38-9500 (所在地) 鳥取市千代水四丁目37番地 水土里ネットとっとり内
島根県	島根県農地・水・環境保全協議会	(代) 0852-32-4141 (所在地) 松江市黒田町432-1 水土里ネット島根内
岡山県	岡山県農林水産部農村振興課*	(代) 086-226-7443 (所在地) 岡山県岡山市北区内山下2丁目4?6
広島県	広島県農地・水・農村環境保全協議会	(代) 082-502-7470 (所在地) 広島市中区鉄砲町4-1 水土里ネット広島内
山口県	山口県日本型直接支払推進協議会	(代) 083-933-0755 (所在地) 山口市糸米2-13-35 水土里ネット山口内
徳島県	徳島県農地・水・環境保全活動推進協議会	(代) 088-626-3900 (所在地) 徳島市伊月町一丁目32番地 水土里ネット徳島内
香川県	香川県多面的機能発揮促進協議会	(代) 087-832-7140 (所在地) 高松市番町五丁目1番29号 水土里ネット香川内
愛媛県	愛媛県多面的機能支払推進協議会	(代) 089-927-7222 (所在地) 松山市愛光町1-24 水土里ネット愛媛内
高知県	高知県多面的機能支払推進協議会	(代) 088-823-5576 (所在地) 高知市上町二丁目9番12号 水土里ネット高知内
福岡県	福岡県農地・水・環境保全協議会	(代) 092-642-1881 (所在地) 福岡市博多区千代四丁目4-28 水土里ネット福岡内
佐賀県	佐賀県農地・水多面的機能推進協議会	(直) 0952-24-6267 (所在地) 佐賀市大財三丁目8番15号 水土里ネット佐賀内
長崎県	長崎県農地保全推進協議会	(直) 095-816-3636 (所在地) 長崎市大黒町9番17号 水土里ネット長崎内
熊本県	熊本県多面的機能支払推進協議会	(代) 096-348-8801 (所在地) 熊本市北区龍田陳内三丁目15番1号 水土里ネット熊本内
大分県	大分県多面的機能支払推進協議会	(直) 097-536-6631 (所在地) 大分市城崎町二丁目2番25号 水土里ネット大分内
宮崎県	宮崎県多面的機能推進協議会	(代) 0985-24-3022 (所在地) 宮崎市柳丸町388番地14 水土里ネット宮崎内
鹿児島県	鹿児島県水土里サークル活動支援協議会	(代) 099-223-6111 (所在地) 鹿児島市名山町10番22号 水土里ネット鹿児島内
沖縄県	沖縄県多面的機能保全推進協議会	(代) 098-888-4511 (所在地) 南風原町字本部453番地3 水土里ネットおきなわ内

*岡山県は、推進組織がないので岡山県農林水産部農業振興課の連絡先を掲載

(2) 地方農政局等の連絡窓口

対象都道府県	名称	連絡先
北海道	北海道農政部農村振興局農村設計課 日本型直接支払グループ	(代) 011-231-4111(内線27-856, 862) (所在地) 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	東北農政局農村振興部農地整備課	(代) 022-263-1111(内線4491/4349) (所在地) 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3-1
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、 静岡県	関東農政局農村振興部農地整備課	(代) 048-600-0600(内線3565) (所在地) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館
新潟県、富山県、石川県、 福井県	北陸農政局農村振興部農地整備課	(代) 076-263-2161(内線3563) (所在地) 石川県金沢市広坂2丁目2-60
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局農村振興部農地整備課	(代) 052-201-7271(内線2658) (所在地) 愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2-2
滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿農政局農村振興部農地整備課	(代) 075-451-9161(内線2569/2566) (所在地) 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県	中国四国農政局農村振興部農地整備課	(代) 086-224-4511(内線2671) (所在地) 岡山市北区下石井1丁目4番1号
福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県 鹿児島県	九州農政局農村振興部農地整備課	(代) 096-211-9111(内線4772) (所在地) 熊本市西区春日2丁目10番1号
沖縄県	沖縄総合事務局農林水産部農村振興課	(代) 098-866-0031(内線83342) (所在地) 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館

6-2 業務委託契約書の例

業 務 委 託 契 約 書		5 条 第 2 号 により添付 免除
1. 委託業務の名称	多面的機能支払交付金書類作成補助業務委託	
2. 履 行 期 間	自 令和 年 月 日	
	至 令和 年 月 日	
3. 業 務 委 託 料	¥	
	(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 ¥)	
4. 契 約 保 証 金	免 除	
上記の委託業務について、発注者 を甲とし、受注者		
を乙として各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項に		
って公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。		
本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。		
令和 月 日		
発注者「甲」		
	代 表	印
受注者「乙」		
	会 長	印

業 務 委 託 契 約 条 項

(総 則)

- 第1条 「乙」は別紙「業務委託申込書」に基づき頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という）をもって頭書の履行期限（以下「履行期限」という）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という）を完了しなければならない。
2. 前項の「業務委託申込書」に明記されていない仕様があるときは「甲」、「乙」協議して定める。

(権利義務の譲渡)

- 第2条 「乙」はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継せしめてはならない。但し書面により「甲」の承諾を得たときはこの限りではない。
- 「甲」はこの契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(委託業務の調査等)

- 第3条 「甲」は必要と認めたときは、「乙」に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

- 第4条 「甲」は必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、「甲」、「乙」協議して書面によりこれを定める。
2. 前項の場合において「乙」が損害を受けたときは、「甲」はその損害を賠償しなければならない。賠償額は「甲」、「乙」協議して定める。

(期 限 の 延 長)

- 第5条 「乙」はその責に帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかとなった時は「甲」に対して遅滞なくその事由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし延長日数は「甲」、「乙」協議して定める。

(契 約 の 変 更)

第6条 止むをえない事情により、この契約に定める事項について変更する
必要が生じたときは「甲」、「乙」協議して定めるものとする。

(成 果 品 の 検 査 、 受 け 渡 し)

第7条 「乙」から納入された成果品は、「甲」は速やかに検査しなければならない。

2. 前項の検査の結果「甲」から補正を命じられたときは、「乙」は遅滞なく補正を行い、「甲」の再検査を受けなければならない。

3. 成果品の検査は、納入期日後7日間とし、期限を経過した後は「乙」は責を負わない。

4. 成果品の納入は、2部とする。

(委 託 料 の 支 払 方 法)

第8条 委託業務が完了した時「甲」は、「乙」に委託料を支払わなければならない。

(秘 密 の 保 持)

第9条 「乙」は委託業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契 約 外 の 事 項)

第10条 この契約に定めない事項については、必要に応じ「甲」、「乙」協議して定めるものとする。

6-3 通知関係

事務連絡
令和3年4月30日

内閣府沖縄総合事務局農村振興課長 殿
北海道農政部農業施設管理課長 殿
北海道農政部農村設計課活性化担当課長 殿
地方農政局土地改良管理課長 殿
地方農政局農地整備課長 殿

農林水産省農村振興局整備部
土地改良企画課課長補佐（団体指導・利用調整班担当）
農地資源課課長補佐（保全指導班担当）

土地改良区と多面的機能支払活動組織との関係について

土地改良区と多面的機能支払活動組織（以下「活動組織」という。）の関係については、平成18年12月14日付け団体指導・利用調整班名の資料において土地改良区の一定地域と活動組織（旧「農地・水・環境保全向上対策」に係る組織）の対象農用地の重畳・重複の状況や土地改良区管理施設と活動組織の対象施設との関わり状況に応じて、土地改良区が活動組織への参画や事務の受託を行える旨、示されているところです（別添参照）。

当該資料に基づく運用にあたっては、土地改良区が活動組織の事務受託を行う場合の例示として、『土地改良区管理施設に係る対象農地面積が活動組織全体の対象農地面積の大部分を占め（以下、略）』と明記されているため、一部の都道府県においては、「大部分を7割以上」と整理の上、土地改良区の一定地域と活動組織の対象農用地が7割以上重畳・重複することを求めている事案が散見されるところです。

しかし、土地改良区は、土地改良施設の適正な管理を図り、また、地域農業振興の一翼を担う団体として運営していく上でも、今後、活動組織との連携を強めていくことが重要であることから、今般、改めて土地改良区と活動組織との関係性を整理するにあたり留意すべき事項を下記のとおり示しますので、ご了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

記

土地改良区と活動組織との関係性を整理するにあたり留意すべき事項

- (1) 平成 18 年 12 月 14 日付け団体指導・利用調整班名の資料については、農地・水・環境保全向上対策の創設時に土地改良区と活動組織の関係性を整理するため、具体的な考え方の一例として作成されたものであり、現時点においては必ずしもこの考えにとられる必要がないこと。
- (2) 当該資料で例示した範囲を超えて土地改良区が活動組織に関与する場合であっても、定款変更を認可する都道府県(知事)が合理的な説明が可能と判断した場合は、これを否定するものではないこと。

【担当】

土地改良企画課 団体指導・技術係長 (中村・5475)
農地資源課 保全指導係 (牧口・5618)